



# 小金井市

## 第6次男女共同参画行動計画

令和3年3月  
小金井市





# 男女平等都市宣言

平成 8 年 1 月 3 日  
告示第 99 号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。

1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。

1 私たちは、男女が共にかけがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。



## はじめに

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大は、健康だけではなく、人々の行動や意識・価値観など多岐にわたり影響を及ぼし、生活への影響が生じていることから、地域自治体としての対応が求められています。小金井市ではコロナ禍における社会などの状況を見据え、いのち・くらし・地域・そして基盤を守る取組を続け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、すべての人が自分らしく、安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいます。



だれもが互いに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に發揮し、自分らしい生き方を選択することができる社会の実現が求められています。

しかし、社会では依然として性別役割分担意識による社会慣行が残り、また、性別等に起因する暴力の未然防止、ワーク・ライフ・バランスへの理解、そして政策や方針決定への多様な意見の反映など取り組むべき様々な課題があります。

小金井市では、小金井市男女平等基本条例に基づき、小金井市男女共同参画行動計画を策定し、市、市民、事業者、その他の団体及び関係機関の方々と連携、協働の基に、総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

この度、社会状況の変化や本市の現状などを踏まえ、これまでの男女共同参画行動計画の基本理念を継承しつつ、性の多様性への理解促進などの課題を盛り込み、人権の尊重とワーク・ライフ・バランスを軸として「第6次男女共同参画行動計画」を策定いたしました。本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市の基本的な計画を内包しています。

本計画を着実に推進するためには、行政はもちろん、市民、事業者、関係団体及び関係機関の方々がそれぞれの役割を担い、連携、協働し課題解決に向けて取り組むことが何より重要と考えています。皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に御尽力いただきました、男女平等推進審議会委員の皆様及びパブリックコメントなどで貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

小金井市長

西岡 真一郎



# <目 次>

## 第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	6
3 計画の性格	6
4 計画の期間	7

## 第2章 小金井市の現状

1 人口等の推移	11
2 アンケート結果概要	18
3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	22

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 計画の体系	33

## 第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	37
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	57
基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	72

## 資料編

1 策定経過	79
2 小金井市男女平等推進審議会委員名簿	81
3 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱	82
4 男女共同参画に関する動き	84
5 用語集	91
6 関連法令集	94



# 第 1 章

---

計画の策定に当たって







# 第1章 | 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年（2000年）に策定、令和2年（2020年）には男女共同参画基本計画（第5次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年（1996年）に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年（2003年）に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年（1984年）に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からの様々な形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければいけない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## (1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

### 【持続可能な開発目標“SDGs”】

持続可能な開発目標 “SDGs (Sustainable Development Goals)” は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて全会一致で採択され、令和12年（2030年）を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

### 【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」公布・施行】

#### (平成30年(2018年)5月)

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

### 【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正】

#### (令和元年(2019年)6月)

平成27年（2015年）9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

令和元年（2019年）6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、女性活躍推進法のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」において、パワー・ハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

## 【「婦人保護事業の運用面における見直し方針」の検討】(令和元年(2019年)6月)

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、平成30年（2018年）からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討が進められました。厚生労働省は、令和元年（2019年）6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、当面の対応として、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等を始め、婦人保護事業の運用面の改善について、速やかに取り組むこととし、今後も必要な見直しに向けた調査研究を進めていくこととされています。

## 【「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行】 (令和2年(2020年)4月)

令和2年（2020年）4月に、昨今の虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置が講じられ、DVと児童虐待への対応についても、連携した協力体制のさらなる充実が求めされました。

## 【第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～】 (令和2年(2020年)12月)

令和2年（2020年）12月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下、「5次計画」という。）が閣議決定されました。

5次計画は、社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題を踏まえた上で、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つの政策領域と、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で構成されています。3つの政策領域の下には、重点的に取り組む11の個別分野が設けられており、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」などが盛り込まれています。

## 【東京都性自認及び性的指向に関する基本計画】(令和元年(2019年)12月)

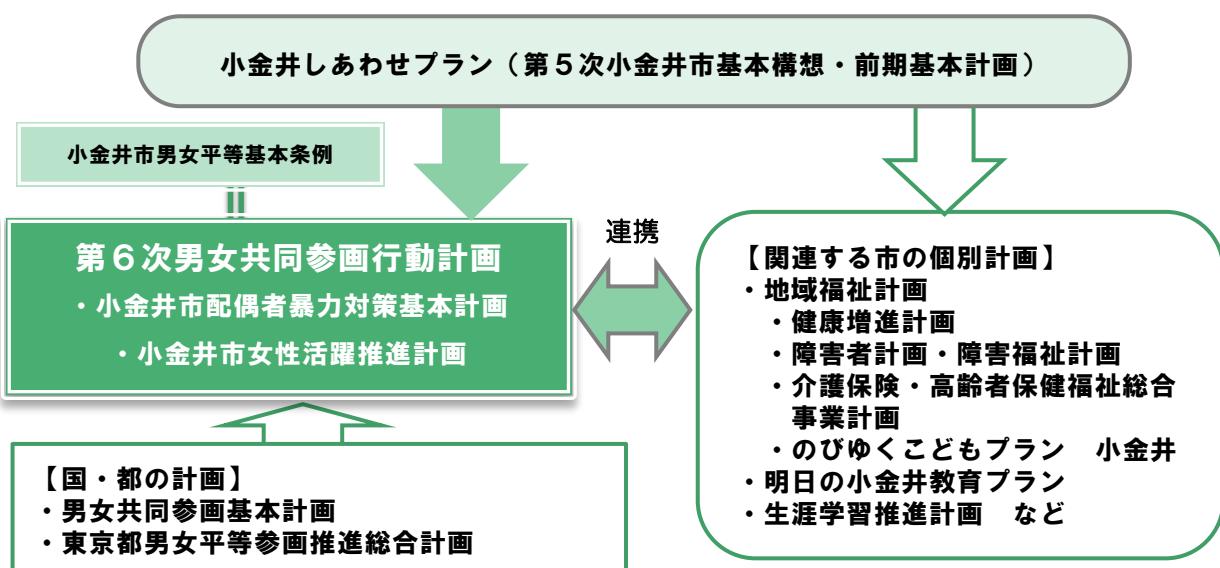
平成30年（2018年）10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることと明記されました。東京都では、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の小金井しあわせプラン（第5次小金井市基本構想・前期基本計画）の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

## 3 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



## 4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(計画の期間)

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想				第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）				
後期基本計画				前期基本計画				
(国)第4次男女共同参画基本計画				(国)第5次男女共同参画基本計画				
(都)東京都男女平等参画推進総合計画								





## 第 2 章

---

### 小金井市の現状



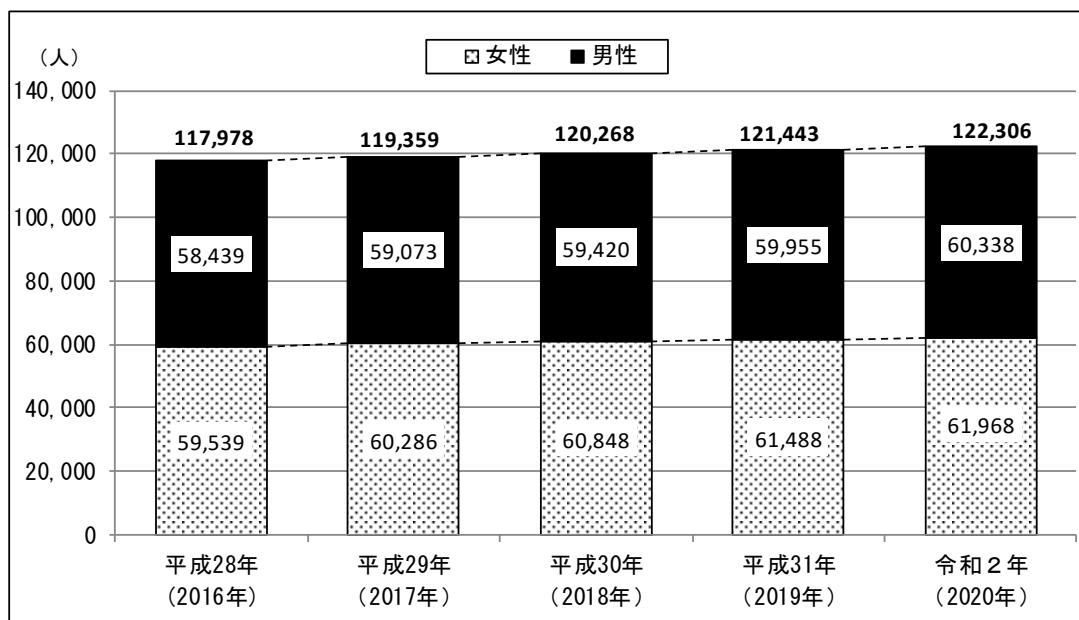


## 第2章 | 小金井市の現状

### 1 人口等の推移

#### (1) 人口の推移

市の人口は平成30年（2018年）から120,000人を超えており、令和2年（2020年）1月1日現在、122,306人となっています。

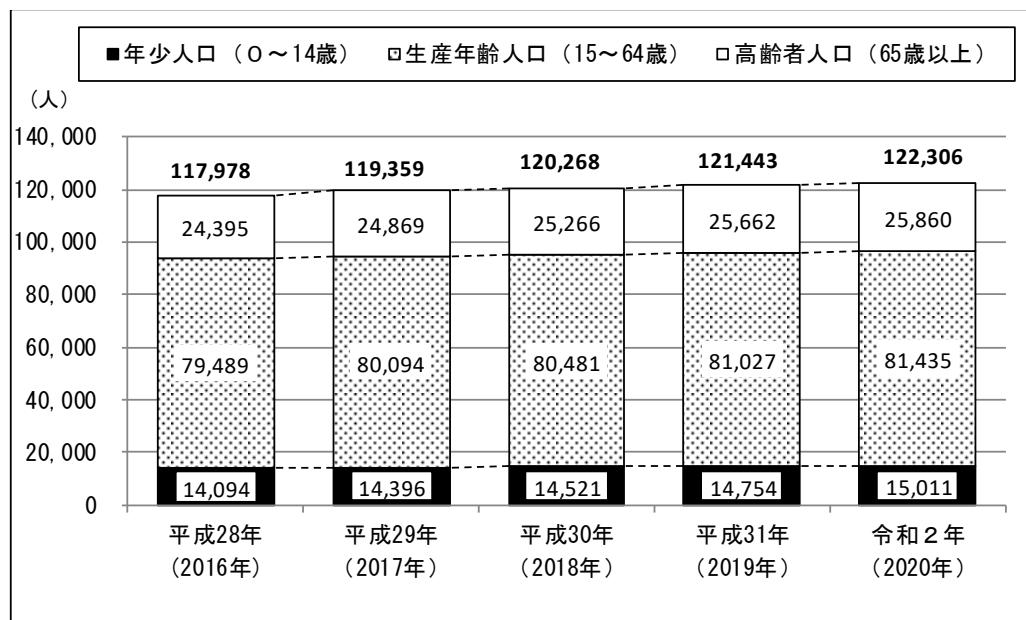


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

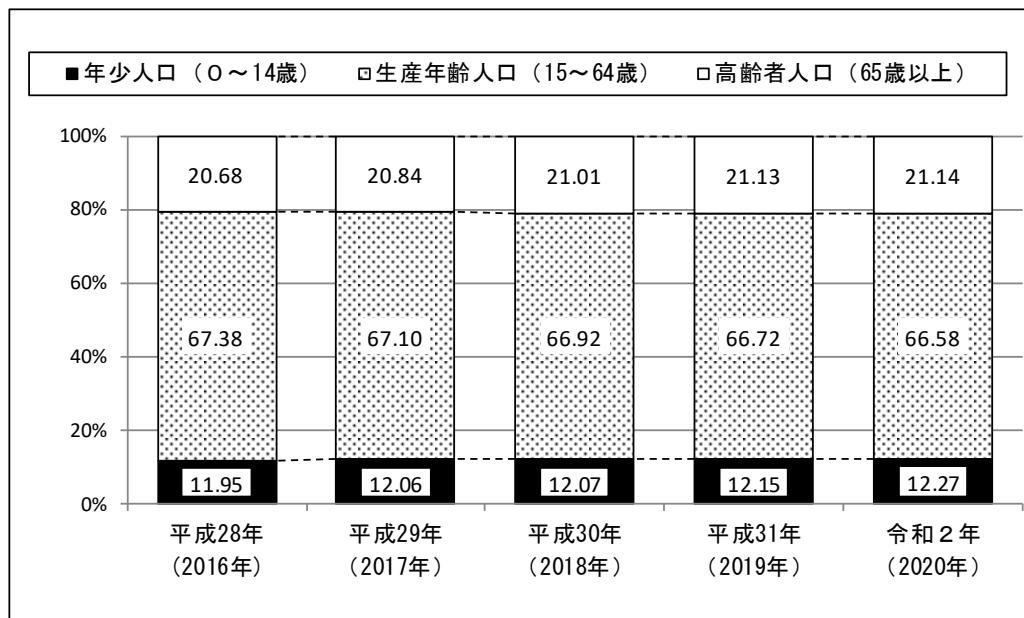
## (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、どの区分もおおむねゆるやかに増加傾向にあります。高齢化率は平成30年（2018年）以降、21%台を推移しています。

<年齢3区分別の人口の推移>



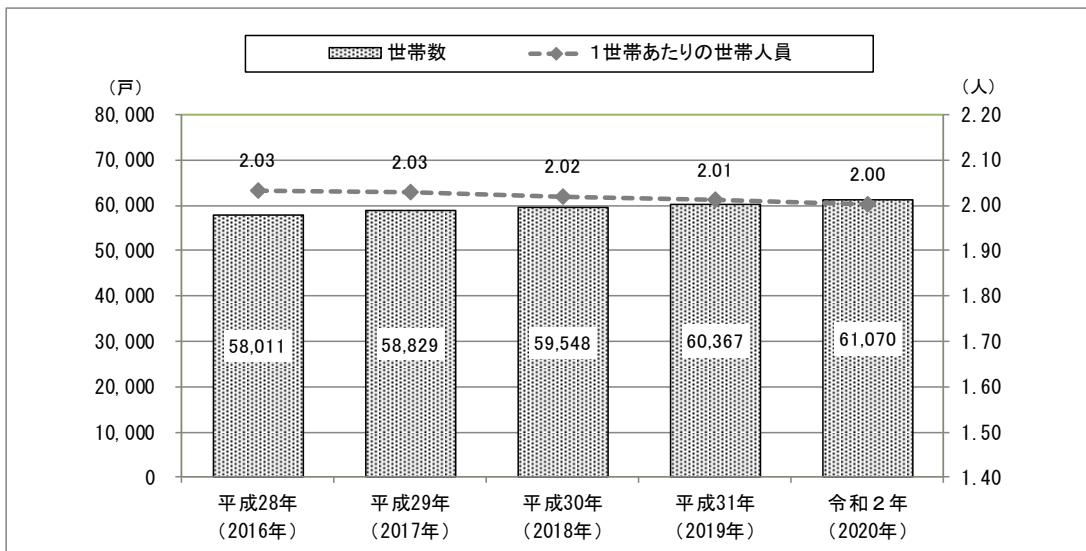
<年齢3区分別の人口構成割合の推移>



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

### (3) 世帯の推移（住民基本台帳）

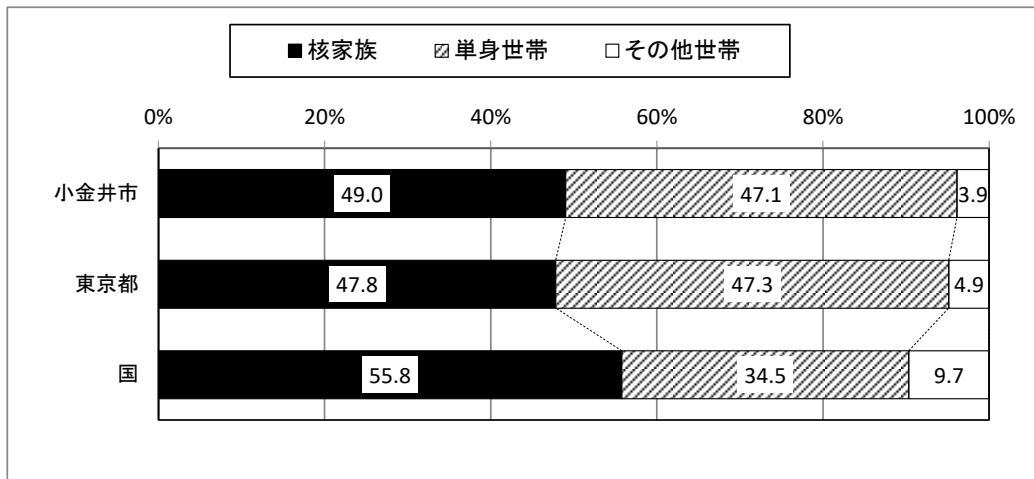
世帯数はゆるやかに増加傾向にあり、令和2年（2020年）時点で61,070世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は減少傾向にあり、令和2年（2020年）時点では2.00人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

### (4) 家族類型

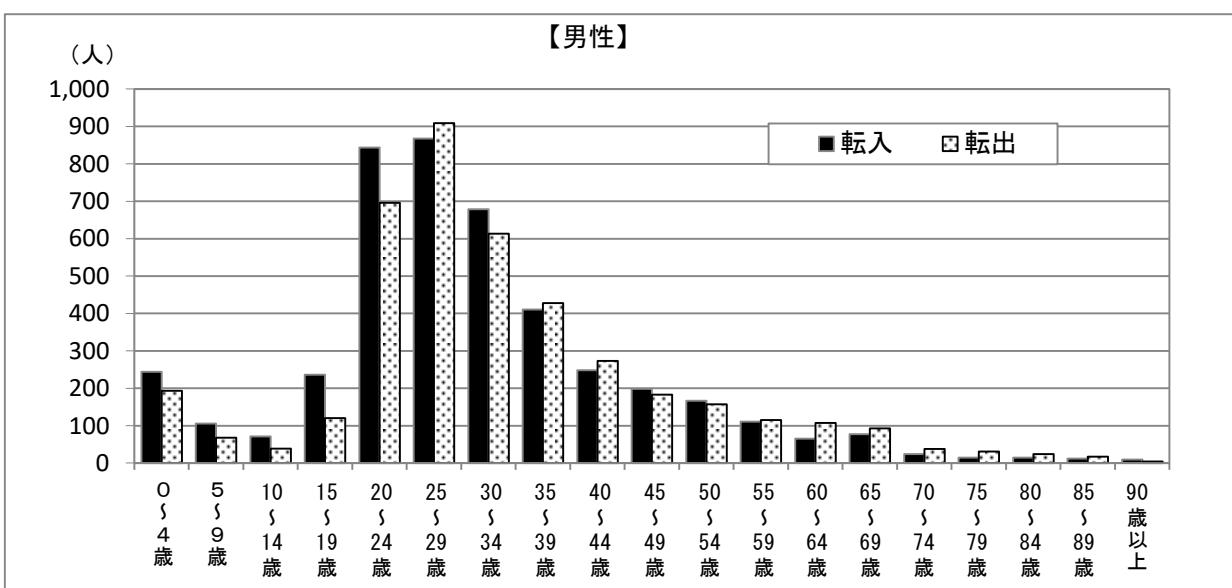
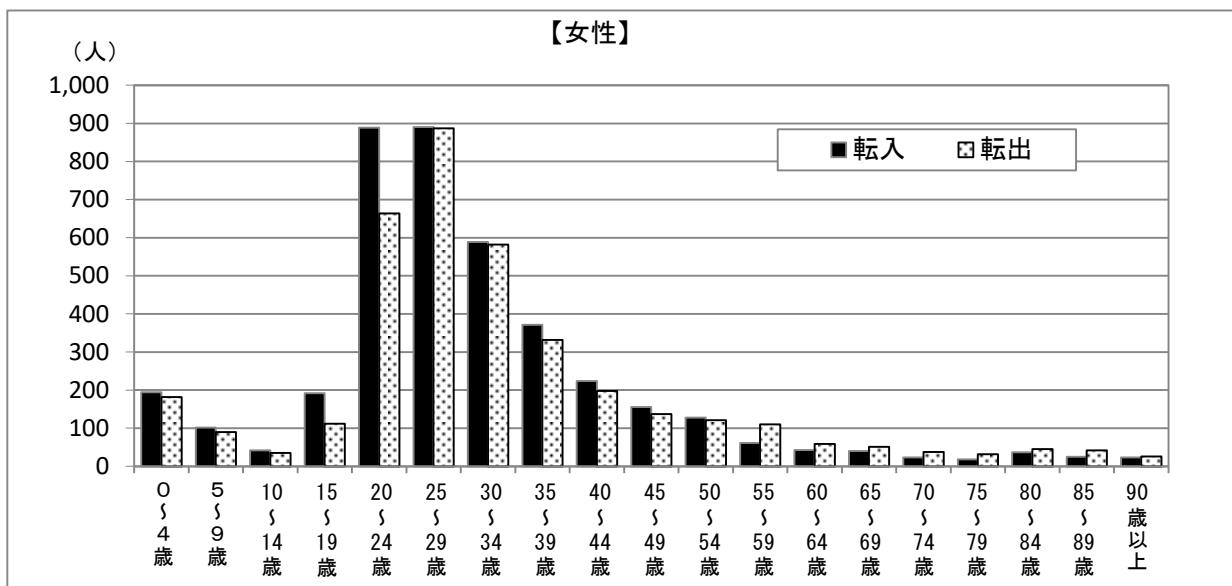
家族類型をみると、核家族と単身世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単身世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はみられませんが、国と比較すると12.6ポイント高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

## (5) 転入・転出数

令和元年（2019年）の転入・転出状況をみると、男女とも特に20～24歳で転入が多くなっています。またそのすぐ上の世代では、転入は多いものの転出も多くなっています。

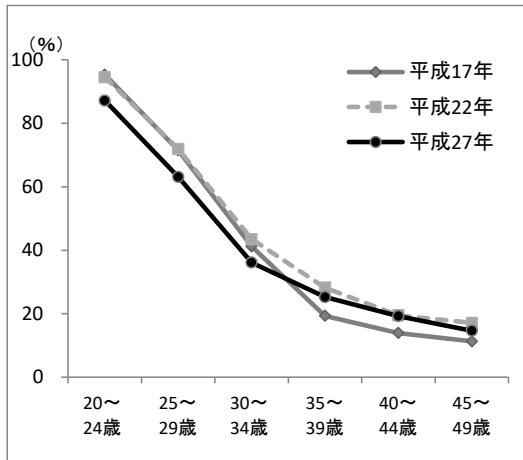


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

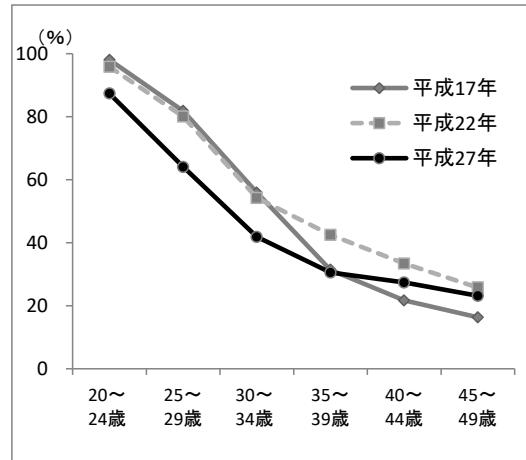
## (6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、男女とも35歳から49歳で平成27年（2015年）は平成22年（2010年）よりも低くなっています。

【女性】



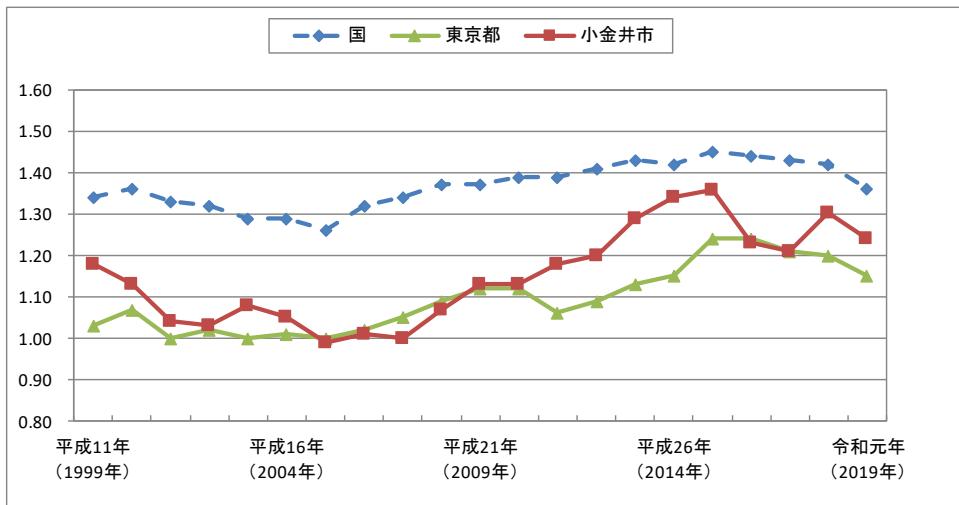
【男性】



資料：国勢調査（平成27年）

## (7) 合計特殊出生率の推移

小金井市の合計特殊出生率<sup>※1</sup>は、平成19年（2007年）頃までは減少傾向でしたがそれ以降平成27年（2015年）まで増加傾向にあり、平成28年（2016年）、29年（2017年）と減少傾向にありました。平成30年（2018年）では1.30と国の値に近づいています。令和元年（2019年）は、国、東京都、小金井市すべてにおいて、平成30年（2018年）から減少しており、小金井市は1.24となっています。



資料：国、東京都－厚生労働省人口動態統計

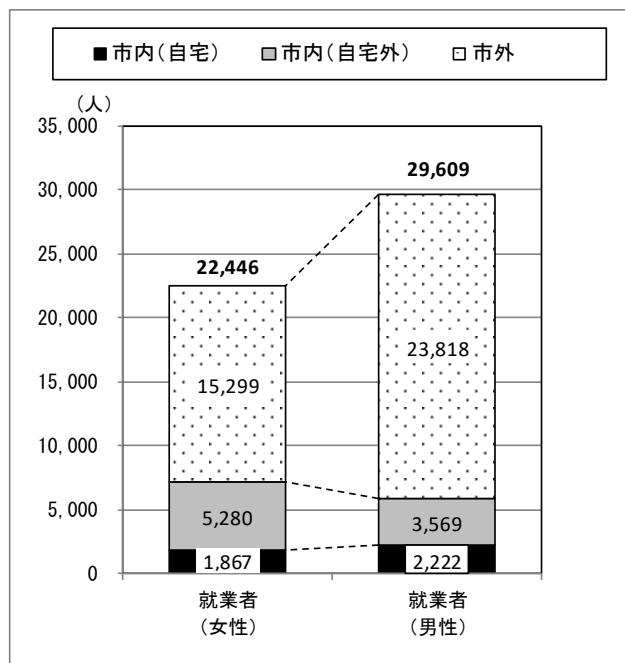
小金井市－東京都福祉保健局

※1 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値を指します。

## (8) 就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は22,446人、男性就業者は29,609人となっています。どちらも市外で就業している人が多くなっています。

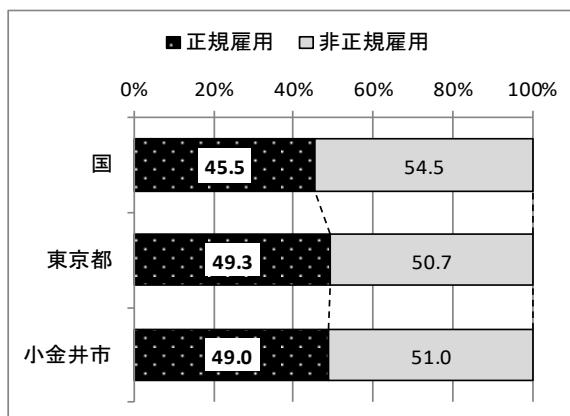


資料：国勢調査（平成27年）

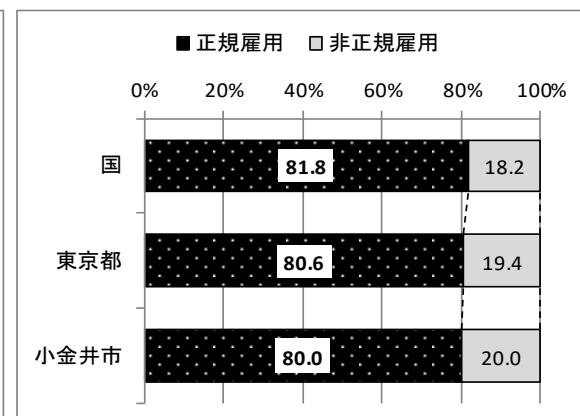
## (9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が49.0%、非正規雇用が51.0%、男性では正規雇用が80.0%を占めています。

【女性】



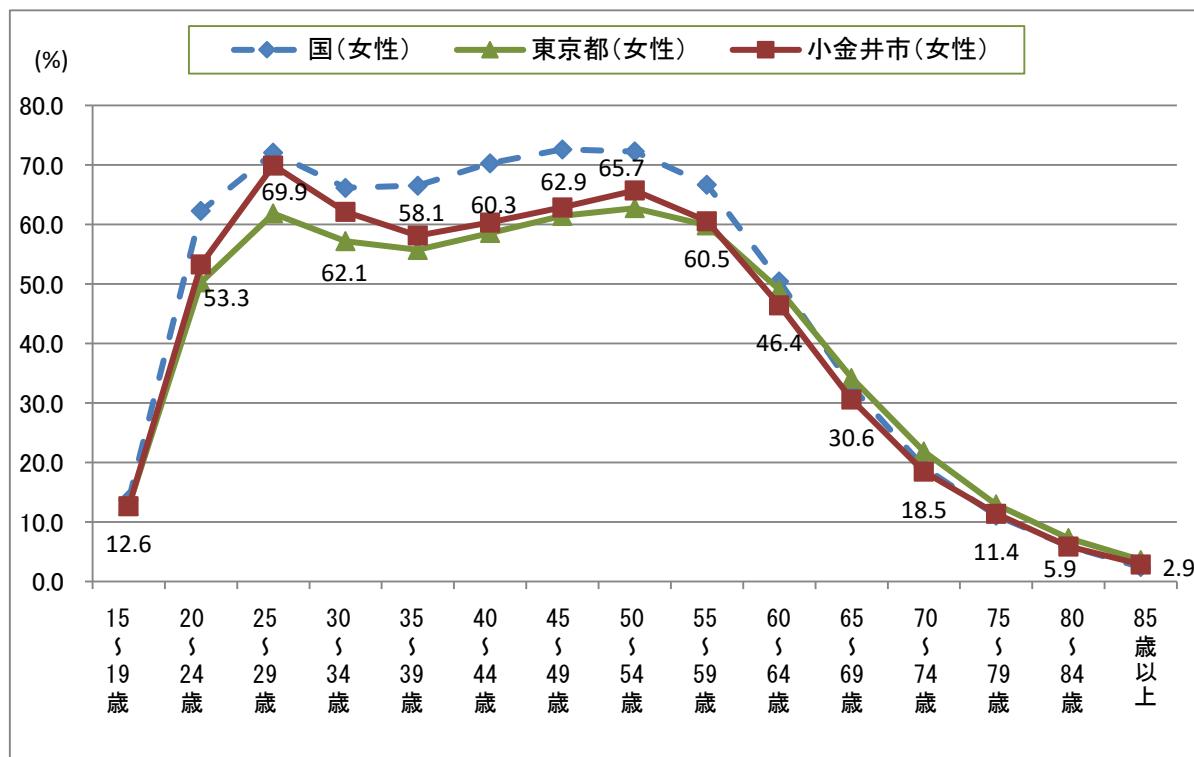
【男性】



資料：国勢調査（平成27年）

## (10) 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、35歳～39歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。小金井市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。



資料：国勢調査（平成27年）

## 2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考え方を把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

### 【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人

調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）

回収結果：711票／2,000票（有効回収率：35.6%）

### （1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

#### ① 1日あたりの家事と仕事に携わる時間

- 平日に家事に携わる時間は、女性で「3時間以上」が43.6%、男性では「1時間以上」が23.5%となっている。共働きの状況別でみても、女性共働きでは「1時間以上～3時間未満」が4割半ばに対し、男性共働きでは「30分以上～1時間未満」が4割で最も高く、就業状況に関わらず、女性が家事に多くの時間を割いている。

#### ② 生活における優先度（現状・理想）

- 生活における現実（現状）の優先度は、女性では「『家庭生活』を優先している」、男性では「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が3割近くとなっているが、理想的な生活の優先度は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっている。

#### ③ 男女の性別による役割分担意識

- 男女の性別による役割分担意識は、男女とも《反対》が《賛成》を上回っており、平成28年調査と比較すると、全体で《賛成》の割合は今回調査が平成28年調査よりも低くなっている、特に男性で低くなっている。

#### ④ 女性の就労継続のために必要なこと、男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なこと

- 女性の就労継続のために必要なことは、全体で「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.8%で最も高くなっているが、平成28年調査と比較すると、全体で「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。
- 男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なことは、男女とも「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が最も高くなっている、女性の就労継続のために必要なことと同様に働き方改革の推進が求められている。

## (2) 子育て・介護について

### ① 子育ての経験と携わる時間

- 平日の子育てに携わる時間は、女性で「5時間以上」が40.4%で最も高く、男性では、「1時間未満」が77.7%となっている。共働きの状況別でみると、「5時間以上」は女性が男性よりも35ポイント高く、就業状況に関わらず、女性が子育てに多くの時間を割いている。

### ② 子どもを産み育てやすい環境

- 子どもを産み育てやすい環境は、「認可保育園など保育施設の拡充」が72.9%で最も高く、職業別でみると、女性有職者、男性有職者とも「認可保育園など保育施設の拡充」が7割以上で高くなっている。

### ③ 男性の家事・育児の参加について

- 男性の家事・育児参加は、全体で「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が67.8%で最も高く、平成28年調査と比較すると、今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。

### ④ 育児・介護休業制度の利用意向

- 育児休業の利用意向は、「利用したい」は女性が69.5%、男性が41.3%で女性が男性より28ポイント高くなっている。「利用したいが利用できそうにないと思う」は男性が女性よりも高くなっている。
- 育児・介護休業を利用できない・したくない理由は、「職場に休める雰囲気がないから」が60.7%で最も高い。

### ⑤ 介護してほしい人

- 自分に介護が必要になった場合、介護してほしい人は、女性では「施設や介護サービスの職員」が46.2%で最も高いが、男性では「配偶者・パートナー」が49.5%で最も高くなっている。
- 介護が女性となりがちな理由は、全体で「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が60.9%で最も高くなっている。

## (3) 地域活動・社会活動について

### ① 地域活動への参加について

- 地域活動への参加状況は、「特に参加していない」が男女ともに多いが、特に男性が多い傾向にある。
- 男女がともに地域活動に参加するために必要なことは、「健康であること」が55.6%で最も高くなっているが、「家事や育児、介護等を男女で分担することにより、お互いが外に出られる条件をつくること」の割合は女性が男性よりも高くなっている。

## (4) 人権について

### ① DVの被害経験

- ・配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがあるか尋ねたところ、多くの項目で「まったくない」が8割以上となっているが、被害、加害、見聞といった何らかの経験がある場合では、全体で「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が22.1%となっている。DVの経験を内容別にみると、被害経験は、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」で、男女ともに他の暴力と比較して高いが、女性が9.9%で男性(4.3%)よりも6ポイント高くなっている。加害経験は、おおむね男性が女性を上回っており、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」は男性が5.9%となっている。見聞経験は、「殴る、蹴るなど」で女性が10.9%で男性(5.2%)よりも6ポイント高くなっている。

### ② DV被害の相談について

- ・DV被害の相談有無については、「相談した」は女性が30.5%、男性が11.5%となっている。「相談したかったが、相談しなかった」と「相談しようと思わなかった」を合わせた《相談しなかった》は女性が48.4%、男性が60.3%で、男性が女性より12ポイント高くなっている。
- ・相談しなかった理由は、全体で「相談するほどのことではないと思った」が41.1%で最も高いが、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」の割合は男性が女性よりも高くなっている。

### ③ DV防止や被害者支援のために必要な対策

- ・配偶者等からの暴力防止や被害者支援のために必要な対策は、「被害者の安全確保対策を充実させる」が66.5%で最も高く、次いで「被害者のための相談を充実させる」、「法律による規制の強化や見直しを行う」が続いている。

### ④ 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組

- ・性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組は、「市民や企業等に対して理解促進を図る」が77.2%で最も高く、次いで「学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る」が66.2%となっている。

## (5) 男女共同参画の推進について

### ① 各分野の男女平等観

- 各分野の男女平等観は、“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”、“社会全体として”が《男性優遇》で高くなっている。また、国（内閣府）と比較すると、「男女平等である」はすべての分野で小金井市が国を下回っている。

### ② 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- 小金井市のこれまでの施策・取組で「知っている」はいずれも1割未満となっているが、「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等都市宣言（平成8年12月に宣言）”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”、“小金井男女平等基本条例（平成15年施行）”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”が2割台となっている。

### ③ 男女共同参画に関わることばの認知状況

- 男女共同参画に関わることばで「知っている」は、各種ハラスメントが7割以上と高くなっている。《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“LGBT（性的マイノリティ）”、“育児・介護休業法”が8割台で高くなっている。

### ④ 施策要望

- 男女平等社会を実現するための市の施策として今後どのようなことが重要なかでは、「子育て支援策の充実」が64.7%で最も高く、次いで「女性が働きやすい環境づくりの促進」、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が続いている。平成28年調査と比較すると、全体で「学校で平等意識を育てる教育の充実」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっている、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」は特に女性で今回調査が高くなっている。

### 3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第5次男女共同参画行動計画期間（平成29年度～令和2年度）における主な取組を、前期計画の目標ごとにまとめました。

#### 目標 I

#### 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

##### 《主な取組》

###### 人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット（講演会及び賛同する団体の展示）」を開催し、各種講演会への参加を通して男女共同参画の意識啓発や、多様性への理解促進を図るために、職員研修の実施や情報提供を行いました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、公募の市民編集委員とともに男女共同参画推進に向け、様々な情報を発信し、人権週間には市民に人権啓発標語入りボールペンを配布するなど、人権意識を広く啓発する取組を進めました。

##### 《主な取組》

###### 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、市が発行する刊行物などで適切な表現を使用するよう、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を研修時に活用し、「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を毎年度行い、周知を図りました。また、人権尊重における相談対応の充実を図るため、男女平等を阻害する苦情、相談に対しては、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うよう体制を整備しました。

##### 《主な取組》

###### 暴力の未然防止の意識づくり

暴力の未然防止の意識づくりを図るため、市施設での相談カードの配布や配架を行い、DV防止の普及啓発のパネル展の開催や、DV相談窓口の周知を図りました。また、若い世代に対しても、市役所でリーフレット「知っておきたいデートDV」の配架や、市報・市ホームページへ掲載するなど、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を進めました。成人式においても、新成人に配布する「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を記載し周知を図りました。

## 《主な取組》

### 配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実を図るため、DV等相談担当職員は関係機関の研修会等に参加し、DV等に関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上を図るよう努めました。また、DV等被害者の支援のため、関係各課における情報共有や関係機関との連携強化に努め、関係機関情報交換会にて、都、警察や他市とDV等被害者の支援について情報共有を図りました。

### 【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、こがねいパレットの認知度は第5次計画策定時から大きな変化はなく2割超え、情報誌「かたらい」の認知度は第5次計画策定時から増加傾向にあるものの、1割台半ばと認知度は依然として低いことが伺えます。
- また、相談事業の認知度も、女性総合相談が1割台半ば、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が約2割と依然として低いことが伺えました。
- 今後、各種啓発事業は取組を進めながら認知度向上に努めることと、相談事業についても認知度向上に向けて普及啓発を進めることが必要です。

**目標II****ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす****《主な取組》****働く場における男女平等の推進**

働く場における男女平等の推進を図るため、男女共同シンポジウム、こがねいパレット、男女共同参画情報誌「かたらい」及び啓発チラシ、市報や市ホームページ等を使用しての様々な情報提供やイクボス宣言を行うなど、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進のため普及啓発に努めました。

**《主な取組》****家庭における男女平等の推進**

家庭における男女平等の推進を図るため、父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を実施し、男性の家事・育児参加を促進することを目的に父親向け交流事業を実施しました。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する意識啓発につなげています。

**《主な取組》****女性の就労に関する支援**

女性の就労に関する支援を行うため、就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩などの関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催しました。また、安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性の人材育成や登用を促進するよう、市内事業所への情報提供や「こがねい仕事ネット」に就労支援等に関する情報を掲載し、ポケット労働法を配布し関係法令の情報を周知しました。

**【まとめ・今後の課題】**

- アンケート調査結果をみると、子育てに携わる時間は女性が長く、共働きの場合も女性が携わる時間が長い傾向にありました。男性の家事・育児参加についての結果をみると、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も多くなっており、平成28年調査時よりも増加傾向にあります。父親向けの交流事業等への参加者数からも一定の効果が出ていることから引き続き、男性の家事・育児参加の促進を図ることが必要となります。
- また、家事に携わる時間も女性が長く、共働きの場合においても女性が携わる時間が長い傾向にありました。女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかりなく、継続して仕事をもつほうがよい」が半数以上を占めています。今後も継続して女性の就労に関する支援に取り組み、女性の社会進出や家庭、働く場における男女共同参画の推進に努めます。

### 目標Ⅲ

### 男女共同参画を積極的に推進する

#### 《主な取組》

##### 男女共同参画を推進していくために

多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、女性委員の登用促進について要請したり、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための府内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、「第2次小金井市人材育成基本方針（改訂版）」に基づき、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、「女性キャリア支援研修」を実施し、また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

#### 《主な取組》

##### 計画の推進体制への取組

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、計画の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

#### 【まとめ・今後の課題】

- 男女共同参画社会の実現に向け、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、職員に対して政策・方針決定過程への女性の参画をはじめ、府内における男女平等の推進を図ってきました。職員向けに行ったアンケート調査結果を参考にしながら、今後も、男女ともに働きやすい職場づくりや、行動計画の実効性を高めるよう進捗管理と計画的な推進に努めます。

## ■市民参加による推進事業事例

### ＜こがねいパレット＞

昭和52年(1977年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年(1987年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年(2001年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

### ＜情報誌「かたらい」＞

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

### ＜多摩3市男女共同参画推進共同研究会＞

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成25年度から平成29年度の5年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成30年度から令和2年度の3年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動を締め括りました。

### ＜「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援＞

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年(2003年)に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代をつなぐ－』、平成18年(2006年)に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代を歩む－』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

### ＜市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）＞

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年(1984年)には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年(1995年)、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年(1996年)には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年(2001年)に設置された「(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年(2003年)の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。



# 第3章

---

---

計画の基本的な考え方



## 第3章 | 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

## 2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

### 基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

### 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き庁内の男女共同参画を推進します。

### 3 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、 多様性を認め合う 社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3) 多様性への理解の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育の場における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)男性の家庭・地域活動への参画促進 (3)介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化



## 第 4 章

---

### 施策の展開



## 第4章 | 施策の展開

### 基本目標Ⅰ

#### 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

##### 主要課題1

###### 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

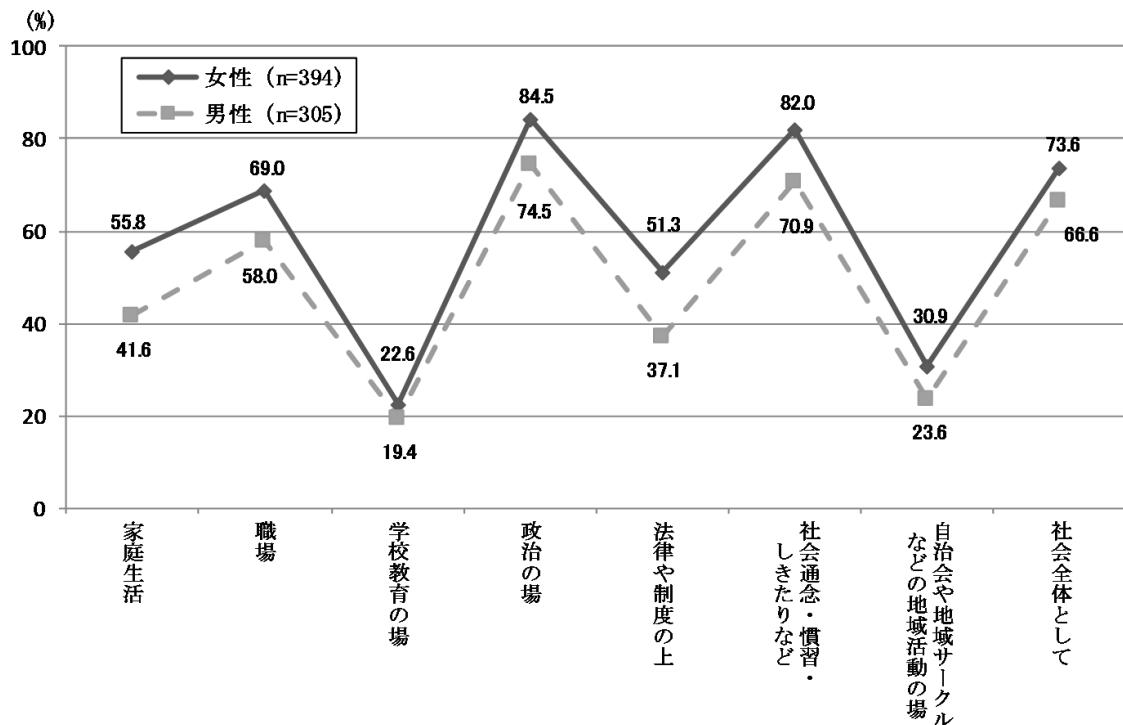
人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

本市ではこれまで情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における《男性優遇》の評価は、男女とも7割以上、「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。

また、令和2年（2020年）2月ごろより日本国内においても感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、外出自粛や休業等が余儀なくされました。その結果、令和2年（2020年）7月にすべての女性が輝く社会づくり本部より公表された「女性活躍加速のための重点方針2020」においても、「今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われる中、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化などが懸念されている。」と示されました。

こうした状況をふまえ、今後も様々な媒体や機会を通じて、人権尊重・男女平等意識の普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりに意識が浸透するよう、取り組むことが必要です。

## 各分野における《男性優遇》の割合



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

## 施策の方向（1）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革を進めるため、講演会等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開していきます。

### 施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業内容	担当課
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間意識啓発事業用リーフレット（市民及び小中学校教職員配布用）の作成</li> <li>・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布</li> </ul>	広報秘書課 児童青少年課
2	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	<p>男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌「かたらい」「こがねいパレット」記録集の発行・配布</li> <li>・新成人向け啓発資料の作成・配布</li> <li>・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知</li> </ul>	企画政策課
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	<p>人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性談話室における各種資料の配架</li> <li>・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等</li> </ul>	企画政策課 図書館
4	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課

## 施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
5	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解など様々な人権をテーマに講演会等を開催します。 ・人権に関する講演会の開催 ・人権啓発物品の配布	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課

topic

## 小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています

市では、男女共同参画を推進するため、公募の市民編集委員による企画・取材・執筆で、小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています。「かたらい」は市庁舎を始め、市内各施設等に設置しています。ぜひご覧ください。



## 施策の方向（2）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別等に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳が守られるよう、人権尊重の視点に立ち、メディアや刊行物等への配慮や人権を尊重する環境づくりに努め、男女共同参画の基盤づくりに進めます。また、国際交流等を通じて互いの文化と人権を尊重する多文化共生のまちづくりに取り組みます。

### 施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	担当課
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	<p>「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページにおける手引きの周知</li> <li>・職員研修等府内における手引きの周知</li> <li>・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行</li> </ul>	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

### 施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	担当課
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	<p>性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・身の上相談、市民相談</li> <li>・女性総合相談</li> </ul>	広報秘書課 企画政策課

## 施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	担当課
13	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。様々な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。  ・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等 ・生活日本語教室、国際理解講座等	コミュニティ文化課 公民館
16	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課

## 施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様性を理解し、偏見や差別等が解消されるよう取組に努めます。  
性の多様性に関する研修会等を実施し、多様な性自認や性的指向への理解を進めていきます。

## 施策① 性の多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	担当課
17	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度を運用します。	企画政策課
18	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修会等を実施します	企画政策課

## 主要課題2

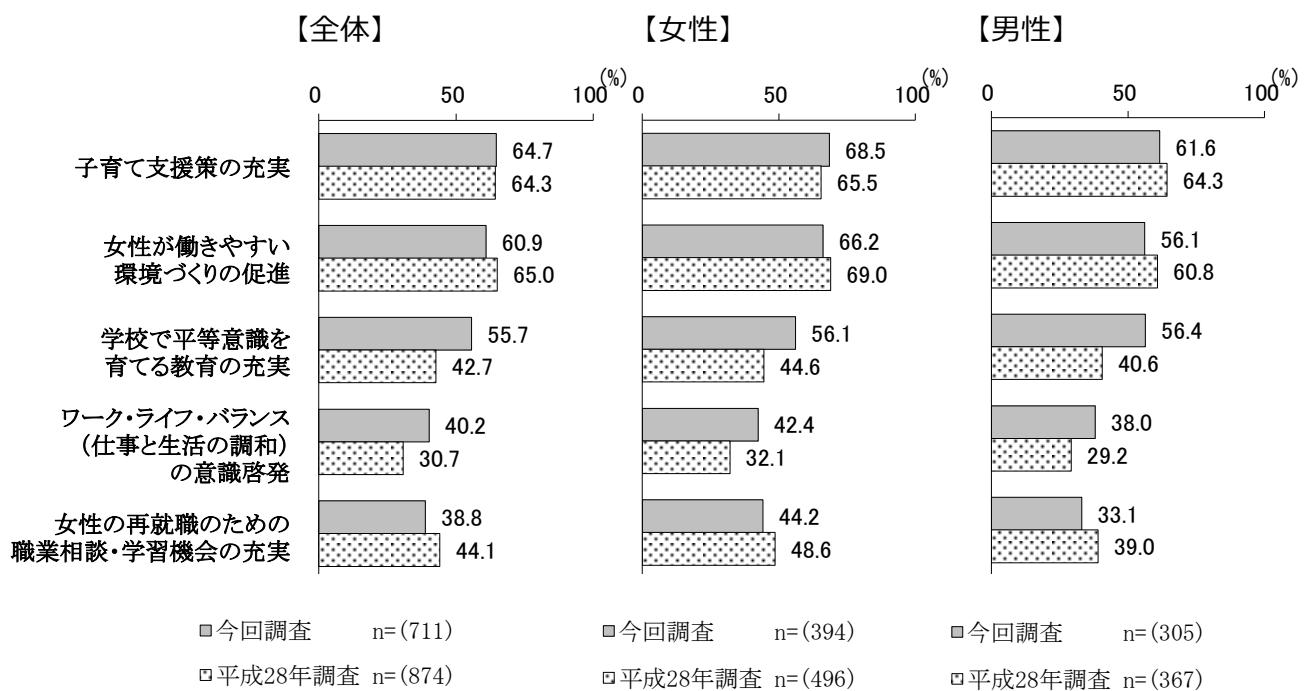
### 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性や年齢に関係なく、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識していることが重要です。その点において大きな役割を果たすものが教育や学習です。学校や家庭、地域での教育・学習の機会において、男女共同参画の視点に立って行う必要があります。

令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみると、男女平等社会を実現するために重要な施策は、「子育て支援策の充実」が高くなっています。また、平成28年（2016年）に実施した同調査との比較では、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が高い結果となりました。このことから、男女共同参画を推進する上で、男女共同参画の視点に立った子育てや教育の取組が求められていることがうかがえました。

幼少期における教育は、男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進していきます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや時代に即した、男女共同参画に関する学びの機会を提供していくことが必要です。

男女平等社会を実現するために重要な施策（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

## 施策の方向（1）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じた男女共同参画について理解する教育をすすめ、個々の人格や人権を尊重し合える心を育んでいきます。

### 施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
19	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課 指導室
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。  ・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育 ・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育 ・個々の能力に応じた進路指導	指導室

## 施策の方向（2）生涯を通じた男女平等教育の推進

人生100年時代をまえに、だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けて学習機会の充実に努めます。

### 施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。  ・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。	公民館
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	<p>市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員派遣による出前講座</li> <li>・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催</li> </ul>	生涯学習課 公民館

## 主要課題3

## 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

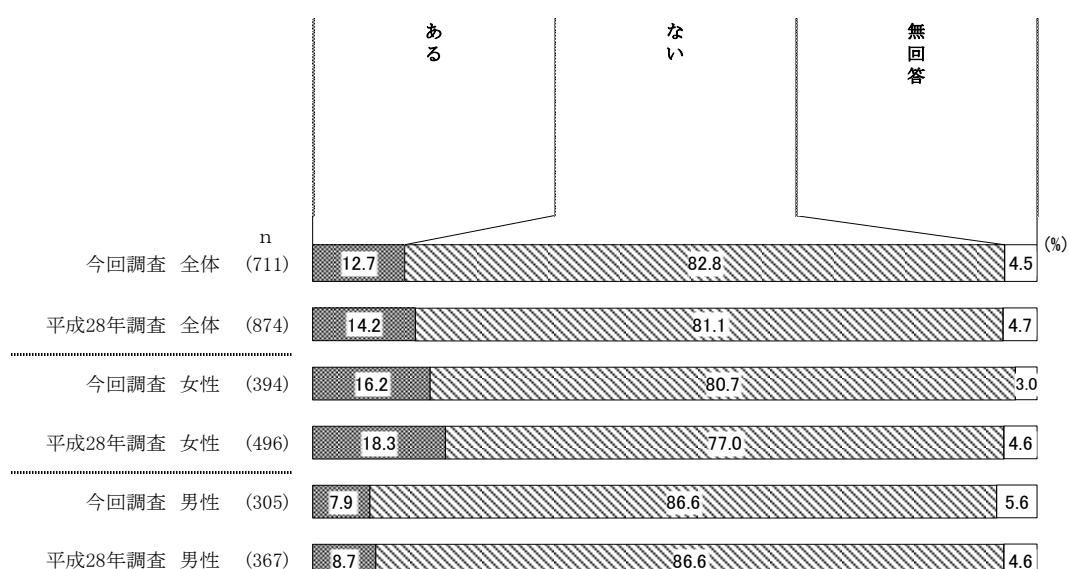
しかし実際には、こうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を平成22年(2010年)に策定し、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。また、学校や地域においては、様々な媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、その根本である命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。

令和2年(2020年)に実施した市民意識調査の結果をみると、DVの被害経験は、「ない」が、全体、性別でみても8割以上と高く、平成28年(2016年)に実施した同調査と比較しても大きな差異は見られませんでした。しかし社会全体では、デートDV<sup>※2</sup>など若年層に広がる暴力被害も問題となっており、若年層を含めたより広い世代への対応が求められる状況です。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力を防止していくための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図り、関係機関と連携して被害者が早期に支援を受けられる体制づくりに努めます。

## DVの被害経験



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※2 デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

## 施策の方向（1）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという意識が市民に浸透するよう、あらゆる暴力を未然に防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、早期発見に向けた体制の強化に努めます。

### 施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容	担当課
26	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談カードの配布</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示</li> </ul>	企画政策課
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課
28	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課 子育て支援課 (関係各課)

### 施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室
30	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発</li> <li>・成人式におけるDV相談等の案内配付</li> </ul>	企画政策課

## 施策の方向（2）被害者支援の推進

被害者の安全を確保し、自立・生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含めた家庭に対する心理的ケアに配慮した支援など、府内・外の関係機関との連携を強化し切れ目のない支援に努めます。

### 施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
31	被害者の安全確保のための関係機関との連携	府内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	企画政策課 (関係各課)
32	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、府内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、府内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課 (関係各課)
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。  ・保育に関する支援 ・就学等に関する支援	保育課 学務課 指導室 (関係各課)

topic

### DVについて

パートナーからの暴力（DV）に悩んでいませんか。

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声で怒鳴る、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻となることがあります。

相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず、市・東京都・国のお問い合わせ窓口や警察など関係機関へ一度ご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

### 施策の方向（3）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実、窓口に関する情報の周知を進めるとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう取り組み、相談機能や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を引き続き進めています。

#### 施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	担当課
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課 (関係各課)

#### 施策② 連携体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課 (関係各課)
39	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課

## 主要課題4

## ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、DVと共に男女共同参画社会の形成を阻む一因です。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場など様々な生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるので、社会的に許される行為ではなく、その防止と支援に向けた取組が求められます。

また近年はスマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、様々な個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっています。

全国的にみると児童虐待の通告児童数の推移は年々増加傾向にあることからも、関係機関とのネットワークを強化する必要があります。

家庭や学校、地域、職場など様々な生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、虐待等の行為に対して、適切な対応・支援体制が引き続き重要となります。

### 施策の方向（1）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントやストーカー、虐待等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を進めています。

#### 施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、府内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。  ・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施 ・人権・身の上相談の実施 ・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

## 施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
42	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	<p>児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待防止、権利擁護に関する啓発</li><li>・要保護児童対策地域協議会の開催</li><li>・障害者虐待防止センターの運営</li></ul>	子育て支援課 介護福祉課 自立生活支援課

## 主要課題5

### 生涯を通じた心と身体の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に、女性は妊娠や出産を含め、生涯を通じて男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。このような女性特有の健康問題に対して支援していくとともに、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）は、このような視点に立った概念であり、女性だけでなく、社会全体の理解を深めることが重要です。

また、生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを応援していく必要があります。さらに、うつ病を始めとする心の健康の問題や、経済・生活問題が原因と考えられる自殺の増加などの課題についても、引き続き支援するとともに、相談支援体制の更なる強化を図る必要があります。

#### 施策の方向（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

##### 施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
43	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊娠に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。  ・妊娠健康診査 ・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
45	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課

topic

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）ってなんだろう？

1994年にカairoで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

（内閣府男女共同参画局　用語集）

### 施策の方向（2）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくりを支援するとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供していきます。

#### 施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容	担当課
46	各種健（検）診等の実施	<p>生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフスタイルや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診、特定保健指導</li> <li>・集団健康診査</li> <li>・各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等）</li> <li>・骨粗しょう症検診</li> </ul>	保険年金課 健康課

No	事業名	事業内容	担当課
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課
49	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課
50	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課
51	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。  ・メンタルチェックシステムの活用 ・ゲートキーパー養成研修 ・相談先の周知	健康課

## 施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容	担当課
52	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。  ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・メタボリックシンドローム予防教室	健康課
53	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力をています。	健康課
54	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室

## 主要課題6

### 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などの社会状況の変化により、単身世帯やひとり親世帯が増加し、特に女性については、出産・育児等による就業の中止や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等、生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

仕事や家事・子育ての負担や経済的な負担がひとり親家庭ではより大きくなり、子育ても仕事もすべて一人で抱え、不安定な形態での就労を余儀なくされるケースが多くなっていると言われています。

一人ひとりが地域社会の一員として、心豊かな暮らしを実現することや支援を必要とする人が、安心して相談でき、必要な支援に繋げられるよう取組を進めていく必要があります。

#### 施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、様々な課題を抱える家庭等に対し、各家庭のニーズに応じた支援を提供します。

##### 施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	担当課
55	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	子育て支援課
56	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	子育て支援課

## 施策の方向（2）自立した生活への支援

ひとり親家庭等を始め、様々な困難を抱える家庭が地域で自立し、安心して生活ができるよう、相談機関の周知や連携を進めるとともに、相談支援体制の充実・強化に努めます。

### 施策① 各種相談支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
57	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課
58	「女性総合相談」の充実（No.35 再掲）	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課
59	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	子育て支援課
60	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課
61	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	地域福祉課

## 基本目標II

# ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

### 主要課題1

#### 家庭における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためにには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

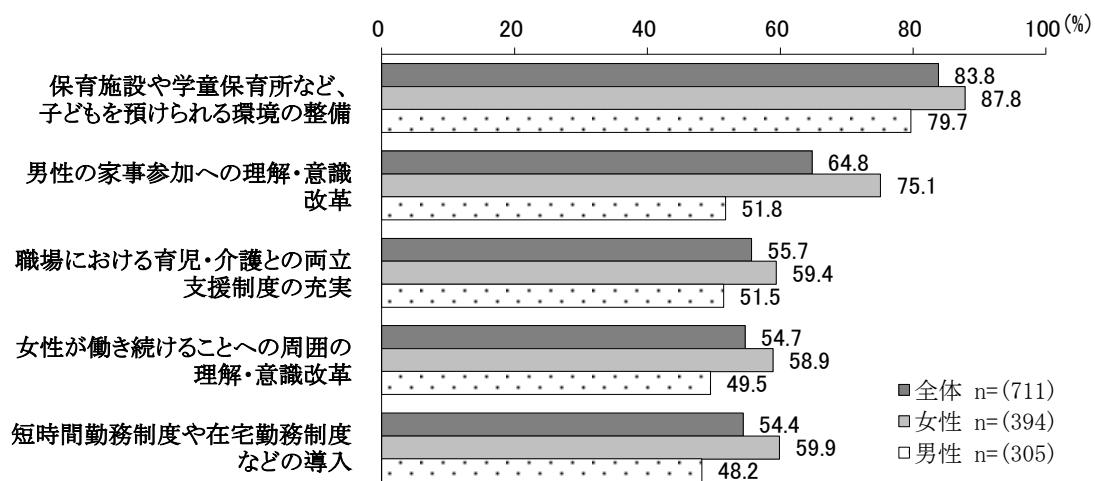
女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化にもかかわらず、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にも現れています。

本市ではこれまで、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきましたが、令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみると、女性の就労継続のために必要なことでは「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が男女とも依然として高い割合を占めています。また、男性の家事・育児の参加をあたりまえと思う割合が高くなっていますが、依然として女性が家事に時間を割いている時間がが多い状況がうかがえます。

さらに、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持しながら親の介護をする家族の介護離職も依然として課題となっています。

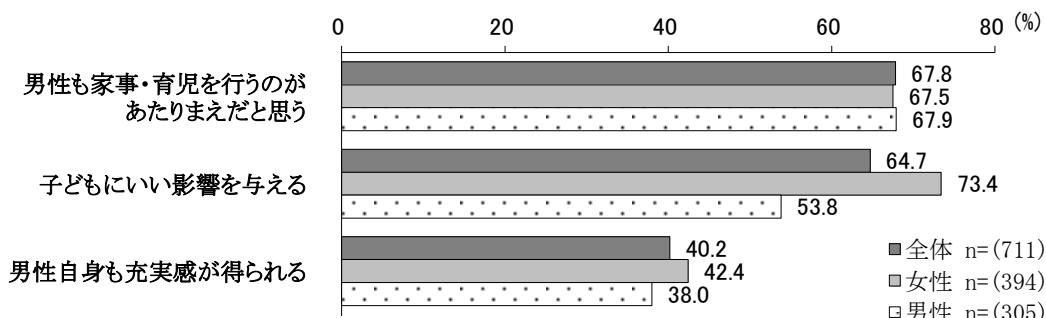
男女が共に家事・育児・介護等を担いながら、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、労働環境の改善とともに、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消が必要です。男性の意識改革に加え、男性も家事・育児・介護等に積極的に取り組めるよう、周囲の理解と、職場等の意識変革も含めた環境づくりが求められます。

## 女性の就労継続のために必要なこと（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

## 男性の家事・育児の参加について（上位3項目）



順位	女性 n= (394)		男性 n= (305)	
1	子どもにいい影響を与える	73.4%	男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う	67.9%
2	男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う	67.5%	子どもにいい影響を与える	53.8%
3	男性自身も充実感が得られる	42.4%	男性自身も充実感が得られる	38.0%

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

## 施策の方向（1）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実と情報提供を進めていきます。

### 施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
62	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課
63	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課
64	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。  ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	健康課 子育て支援課
65	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。  ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	子育て支援課 児童青少年課
66	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課

No	事業名	事業内容	担当課
67	子育てに関する情報提供・相談の充実	<p>育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談</li><li>・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他</li><li>・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座</li></ul>	健康課 子育て支援課 保育課

## 施策の方向（2）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、意識改革を図ることや、男性自身が子育てや介護の知識を持つことにあわせ、パートナーと共に子育てを楽しみながら、情報交換できる仲間づくりを進めます。

### 施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
68	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課
69	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。  ・両親学級 ・エンジェル教室・カルガモ教室	健康課 子育て支援課
70	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。  ・子ども家庭支援センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進 ・児童館の子育てひろば	子育て支援課 児童青少年課
71	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

## 施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	担当課
72	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館
73	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課

## 施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担うとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

## 施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
74	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。  ・地域包括支援センターによる相談対応 ・高齢者福祉のしおりの発行 ・介護保険サービス利用 Q & A の発行	介護福祉課
75	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、様々な相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課
76	家族介護者への支援の充実（No.71 再掲）	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

## 主要課題2

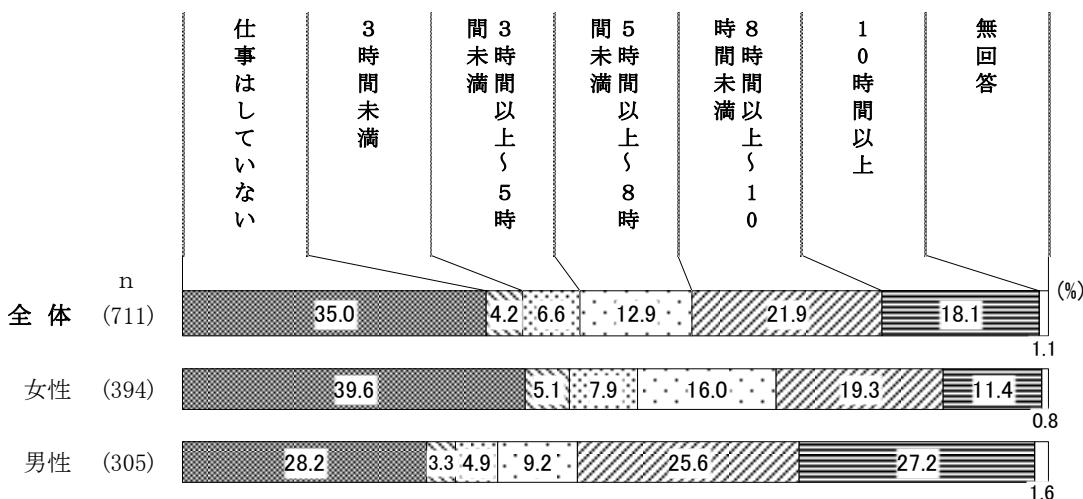
### 働く場における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

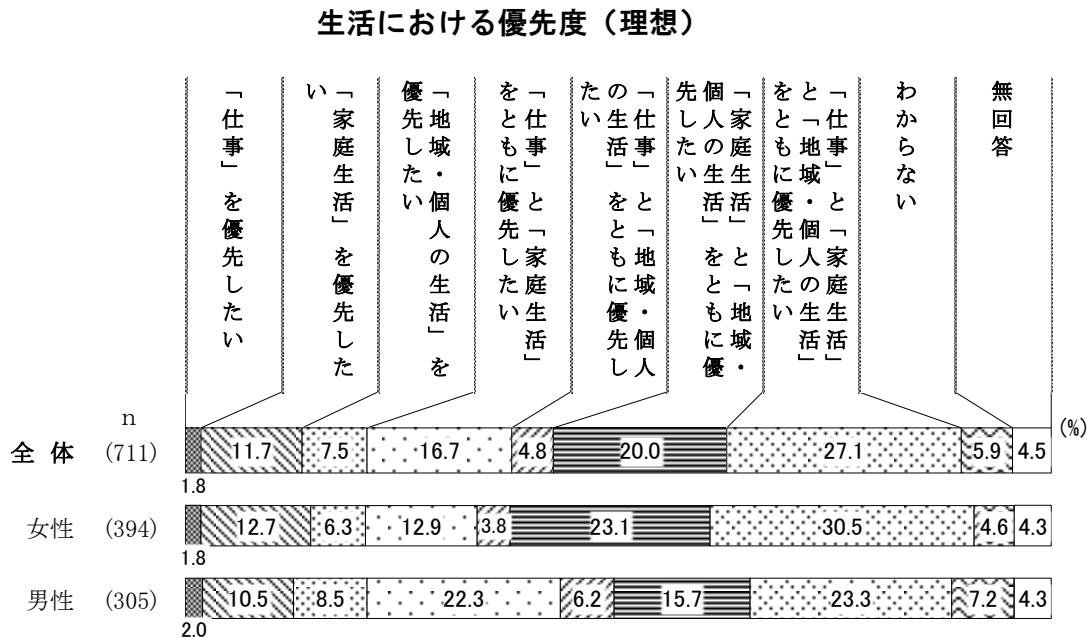
しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働や男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる問題は多くあります。令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみても、仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で30.7%、男性で52.8%となっており、特に男性は「10時間以上」でみても27.2%と高く、長時間労働の傾向があります。しかし、生活における優先度の理想をみると、理想の生活の優先度は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっています。

人生100年時代をまえに、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりを視野に入れながら、一人ひとりが働きやすく、自らの能力の向上や活躍をめざすことができる社会に向けワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図っていきます。

仕事に携わる時間



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

### 施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民、事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、各種制度の普及、啓発等により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

#### 施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
77	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課 (関係各課)
78	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課

## 施策の方向（2）働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

### 施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容	担当課
79	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布</li> <li>・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用</li> <li>・メンタルチェックシステムの活用</li> </ul>	経済課 (関係各課)
80	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関する法令等の情報を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知</li> <li>・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用</li> <li>・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布</li> </ul>	企画政策課 経済課
81	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課

## 主要課題3

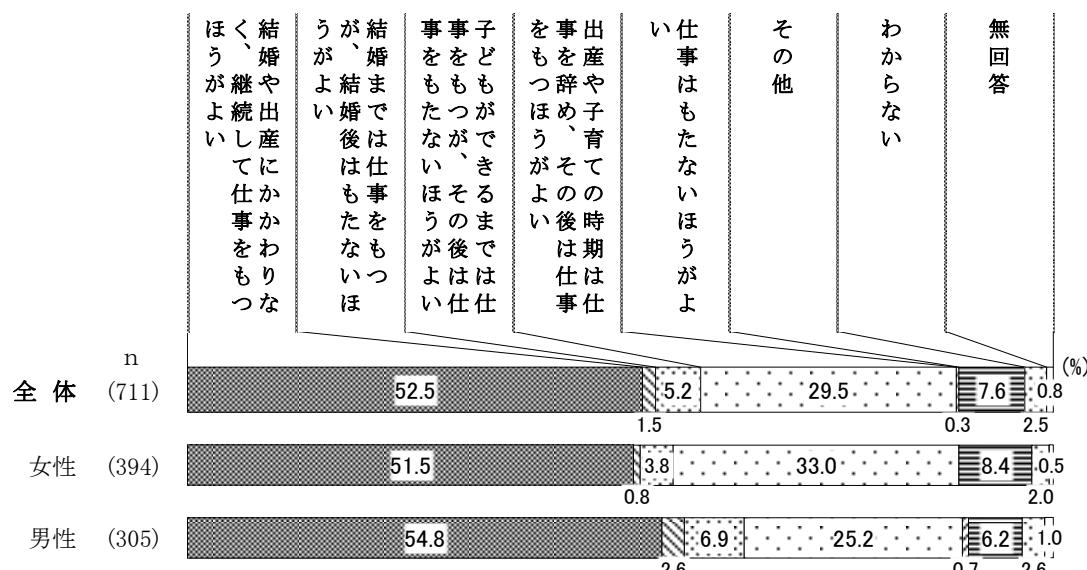
## 女性の活躍と多様な働き方への支援（小金井市女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、重要な意義を持っています。

しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわりなく、継続して仕事をもつほうがよい」が半数を超えていて、女性が仕事を持つことに対する意識は高い傾向にあることが分かります。

様々な生き方、働き方があることを前提に、各人が自らの希望により就業形態を選択し、能力を十分に発揮することができるよう、就業、起業等においても、女性が活躍できるよう支援を進める必要があります。

## 女性が仕事を持つことに対する考え方



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

## 施策の方向（1）女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

### 施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容	担当課
82	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課
83	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課
84	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課
85	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課
86	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課

### 施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容	担当課
87	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課
88	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課
89	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課

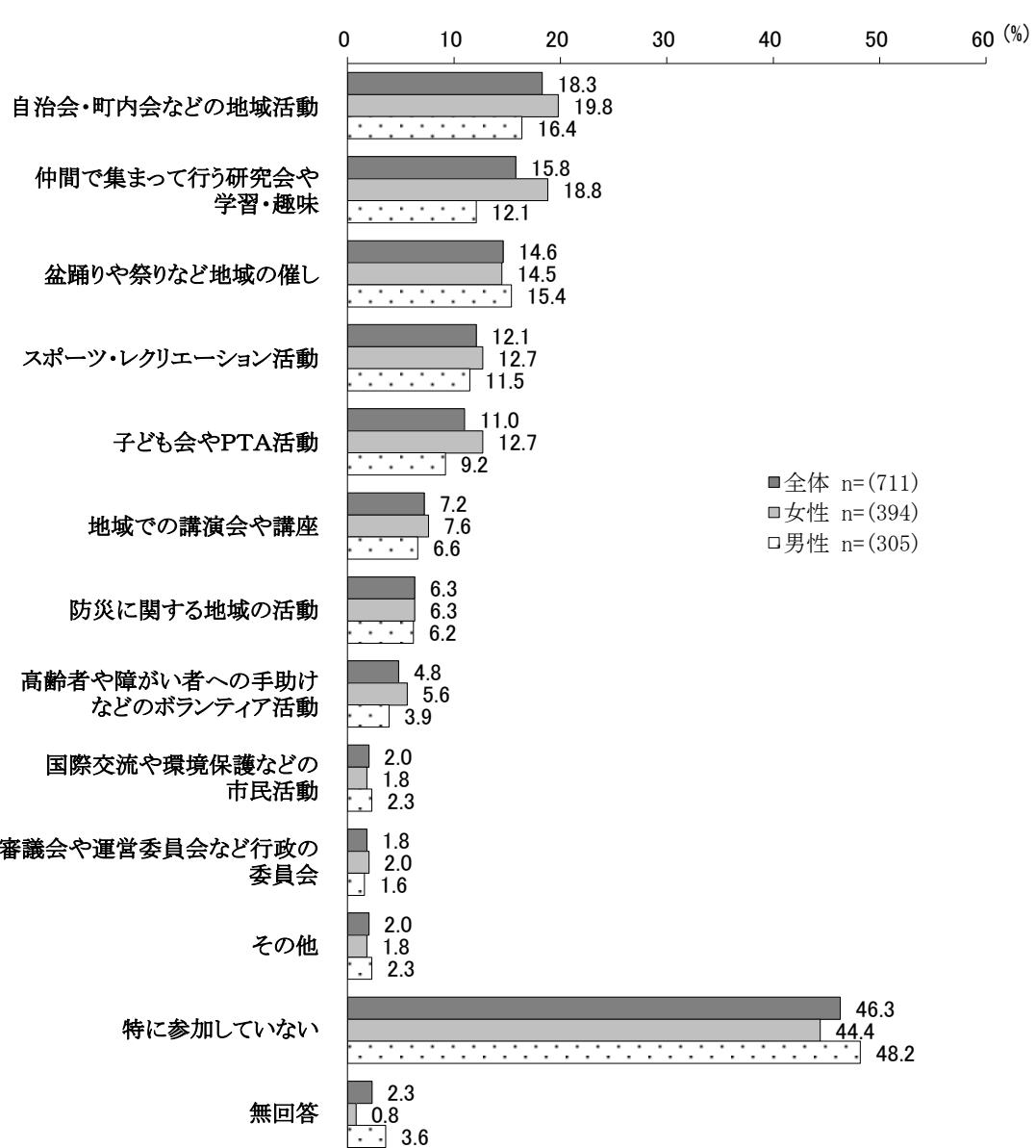
## 主要課題4

### 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

個人が自らの持つ能力や知識を活かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが必要です。

令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみると、地域活動の参加状況は男女とも「特に参加していない」が最も高く、参加している活動をみると、おむね女性が男性よりも高くなっている傾向にあります。地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、女性のエンパワーメントに注力していくことや、また地域活動に関する情報提供や団体育成及び活動の場の提供などにより、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、引き続き参画を促進することが必要です。

### 地域活動の参加状況



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

## 施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、地域での男女共同参画の意識を深め、自治会長など地域リーダーへの女性の起用を促進します。

### 施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	担当課
90	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共に講演会を実施します。	コミュニティ文化課
91	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。  ・スポーツ教室の実施 ・科学の祭典の開催	生涯学習課
92	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課

### 施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	担当課
93	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課
94	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	児童青少年課

No	事業名	事業内容	担当課
95	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	<p>地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座</li><li>・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会</li></ul>	生涯学習課
96	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課

## 基本目標III

### 男女共同参画を積極的に推進する

#### 主要課題1

#### 政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に關わる身近な課題に多様な意見を公平・公正に反映させることができ、市民があらゆる分野において利益を享受することにつながります。

また、近年、国内各所で大規模な自然災害が発生しています。災害時は、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

社会は、多様化、複雑化しており、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現にもつながります。あらゆる分野の政策・方針決定過程への男女の参画を引き続き促進します。

#### 施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等に参画する女性委員の比率向上の取組を進めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るために防災・防犯などの分野において、男女がともに参画し、活躍できるよう取り組んでいきます。

##### 施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
97	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的に実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課
98	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、様々な意見を得られるよう男女の偏りがないよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課

No	事業名	事業内容	担当課
99	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課 指導室

## 主要課題2

### 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する施策だけではなく、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的、主体的な活動をすることは重要です。

本市では、平成16年（2004年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、平成15年（2003年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を行えるよう、引き続き、市民参加と協働のもとに男女共同参画施策を推進していきます。

#### 施策の方向（1）市民参加・協働による事業展開

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。

##### 施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	担当課
100	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課

No	事業名	事業内容	担当課
101	市民や市民活動団体等との連携	<p>市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行</li> <li>・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施</li> <li>・提案型協働事業の実施</li> <li>・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施</li> </ul>	企画政策課 コミュニティ文化課 職員課

## 施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	担当課
102	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがないよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課
103	(仮称) 男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称) 男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課
104	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課

### 主要課題3

## 推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に関わるもので、そのため、市民、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあいつつ、取り組む必要があります。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進めていくことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づいて、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。本市職員の男女共同参画の推進状況については、管理職者に占める女性の割合は16.9%（令和2年4月1日現在）となっており、庁内の様々な部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に今後も努めていく必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画について理解し、意識をもちながら日々の仕事に取り組み、男女共同参画のさらなる推進にむけて、庁内の連携を充実させることで、有効的かつ総合的な計画の推進体制の確立を図ります。

### 施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内関係部署と連携し庁内の環境づくりを進めます。

#### 施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
105	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課 指導室
106	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課

## 施策の方向（2）計画の推進体制の強化

本計画を着実に総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進等に取り組むとともに、事業の進捗状況について定期的に点検・調査し、改善の要否を検討するなどの進行管理を適切に行います。また、「男女平等推進審議会」の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けて計画の推進に取り組みます。

### 施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	担当課
107	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課
108	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課
109	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。  ・進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
110	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	企画政策課

# 資料編

---



# 資料編

## 1 策定経過

### (1) 第8期・第9期男女平等推進審議会開催経過

	回数	開催日	計画の策定に関する審議事項
第8期	第7回	令和元年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進審議会への諮問</li> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(案) 策定事業概要について</li> <li>計画策定に関するスケジュール(案)について</li> <li>男女平等に関する意識調査について</li> </ul>
	第8回	令和元年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等に関する意識調査について</li> </ul>
	第9回	令和元年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等に関する意識調査結果について(速報版)</li> </ul>
	第10回	令和2年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等に関する意識調査結果について(速報版)</li> </ul>
第9期	第1回	令和2年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進審議会への諮問事項について</li> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(案) 策定事業概要について</li> <li>計画策定に関するスケジュール(案)について</li> </ul>
	第2回	中止	(新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令により開催を中止)
	第3回	令和2年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定に当たっての基本的な考え方について</li> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(骨子案)について 基本理念・基本目標及び計画体系(案)について</li> <li>市民懇談会・パブリックコメントについて</li> </ul>
	第4回	令和2年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)について 計画体系(案)について</li> </ul>
	第5回	令和2年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)について</li> <li>市民懇談会について</li> </ul>
	—	令和2年11月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)に関する市民懇談会(場所:市民会館(萌え木ホール))</li> </ul>
	第6回	令和2年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)について 市民懇談会の結果及び重点施策について パブリックコメントの実施について</li> </ul>
	—	令和2年12月11日 ～令和3年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)に対するパブリックコメントの実施</li> </ul>
	第7回	令和3年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)について パブリックコメントの結果について (仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)の確認・修正について</li> </ul>
	第8回	令和3年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(案)について 第6次男女共同参画行動計画(案)の答申案について</li> </ul>

## (2) 男女共同参画施策推進行政連絡会議開催経過

	回数	開催日	計画の策定に関する審議事項
令和元年	第1回	令和元年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等意識に関する市民意識調査及び職員意識調査の実施について</li> </ul>
	第2回	令和元年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 第6次男女共同参画行動計画策定に係る事業概要について</li> <li>・計画策定に関するスケジュール(案)について</li> <li>・男女平等に関する意識調査の実施及び調査票(案)について</li> </ul>
令和2年	第1回	令和2年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等意識に関する市民意識調査及び職員意識調査結果について</li> <li>・(仮称) 第6次男女共同参画行動計画策定について</li> <li>・男女共同参画行動計画改定のポイント及び体系(案)について</li> </ul>
	第2回	令和2年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 第6男女共同参画行動計画(骨子案)について</li> <li>・(仮称) 第6次男女共同参画行動計画の計画体系(案)等について</li> <li>・今後のスケジュール等について</li> </ul>
	第3回	令和3年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民懇談会の結果について</li> <li>・(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)へのパブリックコメントの結果について</li> <li>・(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(素案)の確認について</li> </ul>

## 2 小金井市男女平等推進審議会委員名簿

### (1) 第8期

自平成30年1月23日  
至令和2年1月22日

区分	所属	氏名
学識 経験者	民生委員・児童委員（主任児童委員）	浦野 知美 うらの ともみ
	東京学芸大学准教授	○遠座 知恵 えんざ ちえ
	国際ソロプチミスト 東京一小金井	本川 父 ほんがわ よしみ
	東京農工大学 女性未来育成機構	松本 千穂 まつもと ちほ
	市立小中学校長会 (至平成31年3月31日)	森川 覚 もりかわ さとる
	市立小中学校長会 (自平成31年4月1日)	塩原 真一 しおばら しんいち
公募市民		川原 美紀 かわはら みき
		○佐藤 百合子 さとう ゆりこ
		瀬上 ゆき せのうえ ゆき
		濱野 智徳 はまの とものり
		日野 絵里子 ひの えりこ

◎会長 ○副会長

(敬称省略) 名簿は五十音順

### (2) 第9期

自令和2年1月23日  
至令和4年1月22日

区分	所属	氏名
学識 経験者	国際ソロプチミスト 東京一小金井	石田 静子 いしだ しづこ
	民生委員・児童委員	永並 和子 えなみ かずこ
	東京学芸大学教授	○倉持 清美 くらもち きよみ
	市立小中学校長会	塩原 真一 しおばら しんいち
	東京農工大学 女性未来育成機構	松本 千穂 まつもと ちほ
公募市民		唐家 妙子 からけ たえこ
		川原 美紀 かわはら みき
		○佐藤 百合子 さとう ゆりこ
		牧野 まや まきの まや
		吉田 孝 よしだ たかし

◎会長 ○副会長

(敬称省略) 名簿は五十音順

### 3 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱

平成5年4月8日制定

#### 改正

平成 9年4月 1日  
平成 11年4月 1日  
平成 13年4月 1日  
平成 14年4月 1日  
平成 15年4月 1日  
平成 19年4月 1日  
平成 21年4月 1日  
平成 24年6月 26日  
平成 25年4月 1日  
平成 27年4月 15日要綱第45号  
平成 28年4月 25日要綱第73号

#### (目的)

第1条 小金井市における男女共同参画施策を推進するため、行政内部において連絡調整を図り問題解決に向けての検討を効果的に進めるために、小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 連絡会議は、男女共同参画施策における各分野についての問題点、課題、方策等を明らかにし、新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画の策定に係る検討を行い、策定後は推進状況を把握するとともに、必要事項について調査、研究し、検討を行うものとする。

2 市長が必要と認めた男女共同参画施策に係る私的諮問機関等が設置された場合は、機関が要望又は指摘する事項の協議、検討を行うものとする。  
(組織)

第3条 連絡会議の議長は、企画財政部長とし、各部及び行政委員会のうち、部制の置かれた次に掲げる各部の庶務担当課長職者及び男女共同参画施策関連課長職者をもって組織する。

(1) 企画財政部 企画政策課長、男女共同参画担当課長、広報秘書課長

(2) 総務部 総務課長、地域安全課長、職員課長、管財課長

(3) 市民部 市民課長、コミュニティ文化課長、経済課長、保険年金課長

(4) 環境部 環境政策課長

(5) 福祉保健部 地域福祉課長、生活福祉担当課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、高齢福祉担当課長、健康課長

(6) 子ども家庭部 子育て支援課長、保育課長、保育政策担当課長、児童青少年課長

(7) 都市整備部 都市計画課長

(8) 学校教育部 庶務課長、学務課長、指導室長

(9) 生涯学習部 生涯学習課長、図書館長、公民館長

2 新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定するに当たり議長が必要と認めたときは、別に組織する男女共同参画社会の実現を目指す小金井市行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。委員会についての要領は別に定めるものとする。

3 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する

者以外に、協議事項に関係のある課長職者及び職員の出席を求めることができる。

(招集等)

第4条 連絡会議は、必要に応じて開催することとし、議長が招集する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

付 則

この要綱は、平成5年4月8日から施行する。

付 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月26日）

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

付 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月15日要綱第45号）

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

付 則（平成28年4月25日要綱第73号）

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

## 4 男女共同参画に関する動き

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択	○国会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 ○総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置（9月）	○東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置 ○「国連婦人の十年」スタート（～1985年）	○民法改正（離婚後婚氏統称制度の新設）（6月） ○第1回日本婦人問題会議開催	○「都民生活局婦人計画課」設置	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定（1月） ○「国内行動計画前期重点目標」決定 ○国立婦人教育会館開設（10月）	○「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ○婦人相談センター開設	○「福祉を語る婦人のつどい」第1回開催
1978年 (昭和53年)			○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定（11月）	
1979年 (昭和54年)	○国連総会で「女子差別撤廃条約」採択（12月）		○東京都婦人情報センター開設（4月）	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議（コペンハーゲン）で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択（7月） ○「女子差別撤廃条約」署名式	○民法改正（配偶者の相続分改正、寄与分制度新設）（5月） ○女子差別撤廃条約署名（7月）	○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	○市議会において「婦人にに対するあらゆる形態の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書」採択
1981年 (昭和56年)	○女子差別撤廃条約発効（9月） ○ILO第156号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）採択（ILO総会）	○「国内行動計画後期重点目標」策定（5月） ○母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」と改称）（6月）	○「東京都婦人問題協議会」設置 ○「諸外国への女性派遣事業」実施	
1982年 (昭和57年)	○国連総会「国際平和と協力の促進への婦人の参加に関する宣言」採択			
1983年 (昭和58年)			○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定（1月）	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立（父系血統主義から父母両血統主義へ）（5月）		○福祉部保育婦人課に「婦人施策推進室」設置 ○婦人問題懇談会を設置（年内解散） ○「婦人行動計画」策定

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○国民年金法改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は1986年) ○労働基準法一部改正(施行は1986年) ○女子差別撤廃条約批准(6月)		○市報こがねい「婦人のひろば」設置 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣 ○婦人問題会議設置(市民) ○「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行(4月)		○「婦人関係行政連絡会議」設置(府内) ○「福祉を語る婦人の集い」10年史発行 ○「婦人問題を考えるくらしとことば」発行 ○「婦人団体・グループ名簿」発行
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)		○婦人行動計画推進のための提言(婦人問題会議) ○第1回「こがねい女性フォーラム」の開催 ○「作文集 女性の自立・男性の自立」発行
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)		○第2期「婦人問題会議」設置(市民) ○「婦人問題相談事業」開始 ○婦人会館内に「婦人談話室」を設置 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣 ○情報誌「かたらい」発行
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月) ○法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)		
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(3月) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択(ILO総会)		○東京都男女平等参画推進会議設置 ○東京都男女平等参画審議会設置	○婦人行動計画推進のための提言(第2期婦人問題会議) ○第3期「婦人問題会議」設置(市民) ○女性海外派遣事業開始 ○「婦人問題を考えるくらしとことばそのⅡ」発行 ○「市報こがねい婦人のひろば—5年のあゆみー」発行

## 小金井市 第6次男女共同参画行動計画

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月)</li> <li>○「育児休業等に関する法律(育児休業法)」公布(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織改正により、「福祉部保育婦人課婦人施策推進室」から「企画財政部広報広聴課女性施策推進室」へ移管</li> <li>○「国内交流集会」市民宿泊参加(1997年まで)</li> <li>○「男女平等に関する意識と生活実態調査」実施</li> </ul>
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児休業法施行(4月)</li> <li>○初の婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京女性財団設立(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○21世紀へ向けて「男女平等推進小金井市行動計画」策定への提言(第3期女性問題会議)</li> <li>○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(12月)</li> <li>○世界人権会議で「ウィーン宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行(12月)</li> <li>○中学校技術・家庭科男女共修実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内推進組織再編成「女性施策推進行政連絡会議」設置</li> <li>○「女性行動計画策定検討委員会」発足(府内)</li> </ul>
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む新行動計画を採択(9月)</li> <li>○IL0第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択(IL0総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の権利に関する条約批准</li> <li>○総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月)</li> <li>○「男女共同参画推進本部」発足(7月)</li> <li>○「男女共同参画推進本部」設置</li> <li>○高等学校家庭科男女必修実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次行動計画「ともに生きる小金井市行動計画」策定</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」採択(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「育児・介護休業法」成立</li> <li>○IL0第156号条約批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京ウイメンズプラザ」開館(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画研究会議」設置(市民)</li> <li>○第4回世界女性会議「NGOフォーラム北京」へ派遣</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)(6月)</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会等の女性参画推進に関する提言(男女共同参画研究会議)</li> <li>○「こがねい女性ネットワーク」設立</li> <li>○男女平等都市宣言</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画審議会設置法」施行(3月)</li> <li>○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(6月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性人材リスト」作成</li> <li>○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣</li> </ul>
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申(6月)</li> <li>○「婦人週間」を「女性週間」へ改名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市報こがねい女性のひろば 5年のあゆみ—第2集」発行</li> <li>○「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」実施</li> </ul>

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(4月)</li> <li>○「男女共同参画社会基本法」成立・施行(6月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性市議会」開催</li> <li>○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ストーカー行為規制法」施行(11月)</li> <li>○男女共同参画計画策定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都男女平等参画基本条例」施行(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報誌「かたらい」の作成に市民編集委員制導入</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(1月)</li> <li>○「DV防止法」成立</li> <li>○「男女共同参画週間」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都男女平等を進める会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一男女共同参画社会の実現をめざして—「小金井市行動計画」策定への提言(第3期男女共同参画研究会議)</li> <li>○組織名等の変更 ・「女性施策推進室」を「男女共同参画室」に ・「女性施策推進行政連絡会議」を「男女共同参画施策推進行政連絡会議」に</li> <li>○(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会設置</li> <li>○「こがねい女性フォーラム」を「こがねいパレット」に改称して実施</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正「育児・介護休業法」施行(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(1月)</li> <li>○「配偶者暴力相談支援センター業務」開始</li> </ul>	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「次世代育成支援対策推進法」施行(7月)</li> <li>○「少子化社会対策基本法」成立(7月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」策定</li> <li>○「男女平等基本条例」施行</li> <li>○「男女平等推進審議会」設置(市民)</li> <li>○市報「女性のひろば」を「みんなのひろば」へ改称</li> <li>○「男女共同参画週間のつどい」第1回開催</li> <li>○情報誌「かたらい」を年2回に増やして発行</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行(7月)</li> <li>○「DV防止法」改正(12月)</li> <li>○内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画団体・グループ名簿新規作成</li> <li>○DV相談緊急連絡先広報カード作成</li> <li>○国内研修事業参加補助を実施</li> <li>○苦情処理窓口及び苦情処理委員設置</li> </ul>

## 小金井市 第6次男女共同参画行動計画

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)(12月)	○改正「育児・介護休業法」施行 ○男女共同参画計画(第2次)策定(12月) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○少子化・男女共同参画担当大臣設置		○「女性人材リスト」を新たに作成 ○「男女平等推進審議会(第2期)」設置(市民)
2006年 (平成18年)		○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月)	○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2007年 (平成19年)		○改正「男女雇用機会均等法」施行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007策定(3月)	○組織改正により「広報広聴課男女共同参画室」から「企画政策課男女共同参画室」へ移管 ○「男女共同参画週間のつどい」を「男女共同参画シンポジウム」に改称して実施 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ○「男女平等推進審議会(第3期)」設置(市民)
2008年 (平成20年)		○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行(4月)		
2009年 (平成21年)	○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ○第1回女性に関するASEAN+3会合	○「DV相談ナビ」運用開始 ○「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)	○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(3月)	○「再就職支援講座」を(財)21世紀職業財団と共に ○「男女平等推進審議会(第4期)」設置(市民)
2010年 (平成22年)	○第54回国際婦人の地位委員会において「北京+15」記念宣言採択	○「育児・介護休業法」施行(6月) ○第3次男女共同参画基本計画策定(12月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		○「配偶者暴力対策基本計画」策定 ○「再就職支援講座」を(財)東京しごと財団東京しごとセンター多摩と共に
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ○女性差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月)	○「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」の開設	○「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」中間まとめ公表	○デートDV防止啓発パンフレット作成

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)	○男女平等参画のための東京都行動計画策定(3月) ○東京都配偶者暴力対策基本計画改定(3月)	○「男女平等推進審議会(第5期)」設置(市民) ○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」一部改正(6月) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ○「ストーカー行為規制法」改正 ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		○「第4次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」を内包)策定 ○「多摩3市(小金井市・狛江市・国立市)男女共同参画推進共同研究会」設置
2014年 (平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改定2014に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催(9月) ○内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月)		○「男女平等推進審議会(第6期)」設置(市民)
2015年 (平成27年)	○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる)(9月) ○第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催	○「女性活躍加速のための重点2015」策定(6月) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行(9月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)開催(8月) ○第4次男女共同参画基本計画策定(12月)		○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2016年 (平成28年)	○第60回国連女性の地位委員会(3月) ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解(3月)	○「女性活躍加速のための重点2016」策定(5月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(12月)	○東京都女性活躍推進白書策定(2月) ○「東京都女性活躍推進計画」の策定に当たっての基本的考え方及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定に当たっての基本的考え方中間まとめ公表(10月)	○「男女平等推進審議会(第7期)」設置(市民) ○「小金井市特定事業主行動計画(第2次小金井市職員次世代育成支援プラン、小金井市女性職員活躍推進プラン)」策定
2017年 (平成29年)		○改正「育児・介護休業法」施行(10月)	○「東京都男女平等参画推進総合計画」(「東京都女性活躍推進計画」、「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成)策定(3月)	○「第5次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」とともに「女性活躍推進計画」を内包)策定 ○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、イクボス宣言を実施

## 小金井市 第6次男女共同参画行動計画

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
<b>2018年</b> (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（5月）	○東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定（10月）	○「男女平等推進審議会（第8期）」設置（市民） ○多摩3市男女共同参画共同研究会にて、市民サポーター制度実施（令和2年度まで）
<b>2019年</b> (令和元年)		○「婦人保護事業の運用面における見直し方針」検討（6月） ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（6月）	○「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定（12月）	○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
<b>2020年</b> (令和2年)	○第64回国連女性の地位委員会（北京+25）開催（3月）	○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行（4月） ○第5次男女共同参画基本計画策定（12月）		○「男女平等推進審議会（第9期）」設置（市民） ○小金井市パートナーシップ宣誓制度の開始（10月）
<b>2021年</b> (令和3年)				○「第6次男女共同参画行動計画」（「配偶者暴力対策基本計画」とともに「女性活躍推進計画」を内包）策定

## 5 用語集

用語説明は、五十音順です。

### 【あ】

#### イクボス

部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解があり、自らも仕事と生活の調和に取組ことができる上司のことです。

#### イクメン

育児休暇をとるなど、育児に積極的に関わり、自分自身も成長する男性のことです。

#### エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

### 【か】

#### 家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくれるルールのことと、労働報酬や経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合って定めるものです。家庭内の女性農業者の労働環境の整備、経営方針決定参画等を目的としています。

#### 協働

市民及び市が、お互いに尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させることです。

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表します。

#### キャリアデザイン

自分がどんなライフスタイルを望んでいるかを考え、これからのキャリアを設計していくことです。

#### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

### 【さ】

#### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

#### 情報モラル

「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことであり、その範囲は「他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避等情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータ等の情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」等、多岐にわたっています。

#### ストーカー

同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいい、特定の相手に対して恋愛や好意の感情、またはそれが満たされなかつたことに対する怨念の感情を充足する目的による、つきまといや面会・交際の要求、名誉毀損などの行為を指します。

#### 性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

多くの人は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないための違和感があつたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。

## 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

## 【た】

### 多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

### ダイバーシティ

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

### デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

### テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。所属オフィスから離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のことで、具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」といった形態があります。

## 【は】

### パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、または継続して共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者（多様な性自認または性的指向を持つ方をいいます。）である二人が、市長に対しその関係を誓い、その内容が要件を満たしていると認められたときに、「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」が交付されるものです（小金井市パートナーシップ宣誓制度）。

## ハラスメント

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などがあります。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活を害し、また、性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいいます。

「パワー・ハラスメント」とは、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

「マタニティ・ハラスメント」とは、妊娠・出産・育児休業の取得などを理由とする解雇、雇止め、降格や職場内での嫌がらせなどのことをいいます。

## 【ま】

### 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者のための緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

### メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけではなく、メディアを使って発信する力のこともあります。

## 【ら】

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

## リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開するいやがらせ行為及びその画像をいいます。

## 【わ】

### ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」(ワーク・ライフ・バランス憲章)です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

## 【D】

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

## 【J】

### JKビジネス

大都市の繁華街を中心に女子高校生（JK）等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、「JKビジネス」と呼ばれています。

## 【L】

### LGBT

Lesbian=レズビアン（女性同性愛者）、Gay=ゲイ（男性同性愛者）、Bisexual=バイセクシュアル（両性愛者）、Transgender=トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）、これらの頭文字をつなげた言葉です。

## 【M】

### M字（型）曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した

場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

## 【S】

### SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている）。

### SOGI（ソジ／ソギ）

Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）の頭文字をとったもので、ソジまたはソギと言います。セクシャリティは一人ひとり異なり、LGBTという言葉だけでは包含できないほど多様な性のあり方が存在します。このため、「性的指向および性自認」という全ての人が持っている概念を表す言葉として使われています。

## 6 関連法令集

### (1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

#### 前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の

対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一條** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならぬ

い。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

## (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

## (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

## (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

## (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関

係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項

は、政令で定める。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

##### (経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

##### 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

##### (職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律

第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに（これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

##### (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

##### (施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

### 前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）をいう。以下同じ。又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をし

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都

- 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応すること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制

度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けること

を勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

**第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

(警察本部長等の援助)

**第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。**

(福祉事務所による自立支援)

**第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行なうに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。**

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。**

## 第四章 保護命令

(保護命令)

**第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力**

を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪

- の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ハ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である

場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
  - 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノニ第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

## (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件について、速やかに裁判をするものとする。

## (保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

## (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼ

さない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

## (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後ににおいて、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に

に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

#### (高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、高裁判所規則で定める。

## 第五章 雜則

#### (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当た

り、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）。

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な業務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

## (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四項まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規

定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

## (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に對し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

## (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事實を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

## (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

## 附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

## (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：令和元年6月5日法律第二十四号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雜則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職

業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる

事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児

休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国による援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

## 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、

当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めることは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。  
(秘密保持義務)

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(協議会の定める事項)

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命

令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

**2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含**

む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の

改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (令和元年六月五日法律第二四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (4) 小金井市男女平等基本条例

(平成二十七年法律第六十四号)

平成15年6月26日  
条例第28号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的計画等（第10条・第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する施策（第12条—第23条）

第4章 苦情の処理等（第24条・第25条）

第5章 男女平等推進審議会（第26条—第33条）

第6章 雜則（第34条）

付 則

### 前 文

女性と男性は、人として平等な存在であり、性差別は人権の重大な侵害である。この理念は、世界人権宣言にも、日本国憲法にもそれぞれ明確に述べられている。

小金井市では、女性による地域活動が半世紀以上前から始まり、これが当時の「婦人問題施策」に進展し、「小金井市婦人行動計画」の策定につながった。こうした女性たちの先駆的な社会参画への活動とこれらを背景とした市議会議員に占める女性議員の割合の高さなどは、小金井市の持つ特質の一つを成している。男女平等施策としては、国内外の取組に連帯し、平成8年には「小金井市男女平等都市宣言」を行った。

しかし、ジェンダーに基づく性差別は、意識的にせよ、無意識的にせよ、依然として根強く残っており、家庭、地域、学校、職場その他一般的な慣行などに、いまだ多くの課題を残している。このことは、少子高齢化、国際化、高度情報化が進展する環境にあっては、自由で活力ある社会の構築を阻害する要因となりうる。

個人が自らの意思と尊厳を持って生きていくには、すべての市民が個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に發揮し、かつ、責任を分かち合う、男女平等社会の実現が緊急かつ重要な課題となっている。

小金井市では、豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、その基本理念や総合的施策を明確にするために、ここに条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推

進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別にかかわりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、互いに責任を分かち合う社会
- (2) 男女共同参画 男女平等社会の実現のために、男女が対等な立場で問題解決のために共同参画すること。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性による格差が生じていると見られる場合には、格差是正のために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
- (4) ジェンダー 生物学的な性別とは区別して使われる社会的、文化的に形成された性差
- (5) ジェンダー統計 ジェンダーの視点で男女間の不平等の状況を数量として把握するため、性別区分をもつ統計
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に精神的、経済的その他の不利益を与えること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又はかつて配偶者関係にあった者に対する暴力的行為（身体的、精神的、経済的、性的その他の苦痛を与

える行為をいう。以下同じ。)並びに当該暴力的行為に起因する子及び高齢者への暴力的行為

(8) 市民 性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人

(9) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体

(10) その他の団体 前号の規定による団体以外のすべての市内の団体

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女平等社会を基本理念として促進されなければならない。

(1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、その個性と能力を發揮する機会が確保される社会

(2) 社会における制度や慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮される社会

(3) すべての個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者及びその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保される社会

(4) 男女が、子の養育、介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(5) 男女平等への取組が、国際社会における男女平等への取組と密接な関係を有していることを深く認識して、国際的協調の下に行われる社会

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の実現のために、男女共同参画による総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たって、市民、事業者、その他の団体、他の市区町村、東京都及び国と相互に連携、協力及びその他必要な支援を図ることができるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、第3条の基本理念にのっとり、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等社会の実現が事業活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(その他の団体の責務)

第7条 その他の団体は、男女平等社会の実現が団体活動の発展にとって重要なことを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 その他の団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭内等において、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(市民に表示する情報に関する措置)

第9条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等その他性差別を助長する表現が行われないよう必要な措置を講ずる。

2 学校教育その他のあらゆる教育にかかる者は、男女平等に関する教育の一環としてメディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めなければならない。

## 第2章 基本的計画等

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、小金井市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合においても適用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、小金井市男女平等推進審議会に、市の施策に関し男女平等社会の形成の観点からの評価及び意見を聴き、その概要を公表するとともに、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し公表するものとする。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する施策

- (男女平等の意識づくりに関する啓発活動)
- 第12条 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、男女平等及び人権尊重の意識啓発のため必要な施策を実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、メディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を身につけるための措置を講ずるものとする。
- (家庭、地域、職場、学校等における暴力の根絶)
- 第13条 市は、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる場所における身体的又は精神的暴力の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。
- (個性及び能力が発揮される教育活動等の推進)
- 第14条 市は、学校教育その他生涯のあらゆる教育活動及び学習活動並びに保育の場において、男女が互いの人格を尊重し、性別にかかわりなくその個性及び能力を十分に発揮できるような取組を促進するため、環境の整備を進めるとともに、その取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (生涯を通じた男女の健康支援等)
- 第15条 市は、男女が生涯にわたり心身の健康を享受できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性及び子を産み育てるについて、理解を深め、自らの意思で決定することができるよう性教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、女性が妊娠及び出産のための身体的機能を持つことに配慮し、女性の生涯にわたる心身の健康の保持及び増進を図るために、健康相談、医療の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (雇用の分野における男女平等の推進)
- 第16条 事業者は、雇用の分野において、男女平等の推進に努めるものとする。
- 2 事業者及びその他の団体は、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する要因の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者及びその他の団体は、性別にかかわりなく、意思決定の過程に男女が共同参画する機会が確保されるよう努めなければならない。
- 4 事業者及びその他の団体は、男女が職場における活動、家庭生活等における活動との両立のために必要な環境づくりに努めるものとする。
- (市における男女共同参画の推進のための取組)
- 第17条 市は、女性職員の募集、登用及び職域の拡大について総合的かつ計画的な取組を推進するものとする。
- 2 市は、市の職場において次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 男女の職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援するための措置
  - (2) セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害のない環境をつくる

- ための措置
- 3 市は、附属機関その他の合議制の機関の委員その他の構成員の選任に当たっては男女双方の利益を損なわないよう配慮するものとする。
- (刊行物等に対する配慮)
- 第18条 市は、刊行物等を作成するに当たっては、男女平等を阻害するような表現等がないよう配慮しなければならない。
- (補助金の交付を受けた者に対する助言)
- 第19条 市は、市が単独で支出する補助金の交付を受けた者に対し、その者の方針の立案及び決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の形成に関する取組状況について必要があると認めるときは、報告を求め、助言を行うことができる。
- (調査研究、情報の収集及び分析)
- 第20条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
- 2 市は、男女共同参画施策を効果的に推進していくため、男女平等社会の形成に関する情報の収集及び分析を行うものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進のために、ジェンダー統計の整備及び作成をするものとする。
- (普及及び広報)
- 第21条 市は、市民、事業者及びその他の団体の男女平等社会についての理解を促進するために、必要な普及及び広報活動に努めるものとする。
- (拠点機能の整備等)
- 第22条 市は、男女共同参画施策を実施し、男女共同参画施策への取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。
- (財政上の措置)
- 第23条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第4章 苦情の処理等
- (苦情処理窓口の設置)
- 第24条 市長は、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を受け、これを適切かつ迅速に処理し又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに適切かつ迅速に対応するための苦情処理窓口を置く。
- 2 苦情又は相談は、前項の苦情処理窓口を通じて行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する苦情や相談を受けた場

合、小金井市男女平等推進審議会に報告するものとする。

#### (男女平等苦情処理委員の設置)

第25条 市長は、苦情又は相談について、適切かつ迅速に処理し、又は対応し、前条第3項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理委員（以下「処理委員」という。）を置くことができる。

- 2 処理委員は、2人とし、男女平等問題について深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 処理委員は、前条第3項の事務を処理するに当たり、必要があると認められるときは小金井市男女平等推進審議会と連携を図る。
- 4 処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、苦情又は相談に関する必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 男女平等推進審議会

#### (設置)

第26条 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第27条 審議会は、男女共同参画施策について調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べることができる。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の評価、改定その他男女平等社会の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

3 審議会は、必要に応じて男女平等社会の形成に関して、市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第28条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民 5人以内

(2) 学識経験者 5人以内

2 委員の男女構成については、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

#### (任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

#### (会長及び副会長)

第30条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議及び議事)

第31条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (関係機関等への協力要請)

第32条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者、その他の団体その他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

#### (会議の公開)

第33条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

## 第6章 雜則

#### (委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成16年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画は、第10条第1項の規定により定められた行動計画とみなす。

#### (特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第2号）の一部を次のように改正する。

#### (以下略)

---

## **小金井市第6次男女共同参画行動計画**

発行：令和3年（2021年）3月

編集：小金井市 企画財政部企画政策課 男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号

電話：042（387）9853／FAX 042（387）1224

HP：<http://www.city.koganei.lg.jp>

---

古紙を配合しています。